

会社名	ダーウィン・キャピタル・パートナーズ株式会社				
所在地	〒 150-0001 東京都渋谷区神宮前2-30-9 エスパティオ神宮前204号室				
電話	03-4582-3731	ファックス	03-4333-0307		
	HPアドレス		http://www.dwcp.co.jp		
代表者	代表取締役 佐保田 隆史				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第2048号		登録年月日	2008年10月2日	
協会会員番号	012-02561				
業務開始年月	2006年4月		資本金	1,400万円	
作成部署	コンプライアンス		電話	03-4582-3731	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
佐保田 隆史	81.9%		
リー プイイー	5.0%		
内藤 美智代	5.0%		
佐保田 佐織	4.1%		
佐保田 千優	4.1%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年11月期	140	140	70	64	230
2020年11月期	46	46	-34	-35	166
2019年11月期	51	51	-18	-18	201

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 5 名

②運用業務従事者数 2 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 16 年 6 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

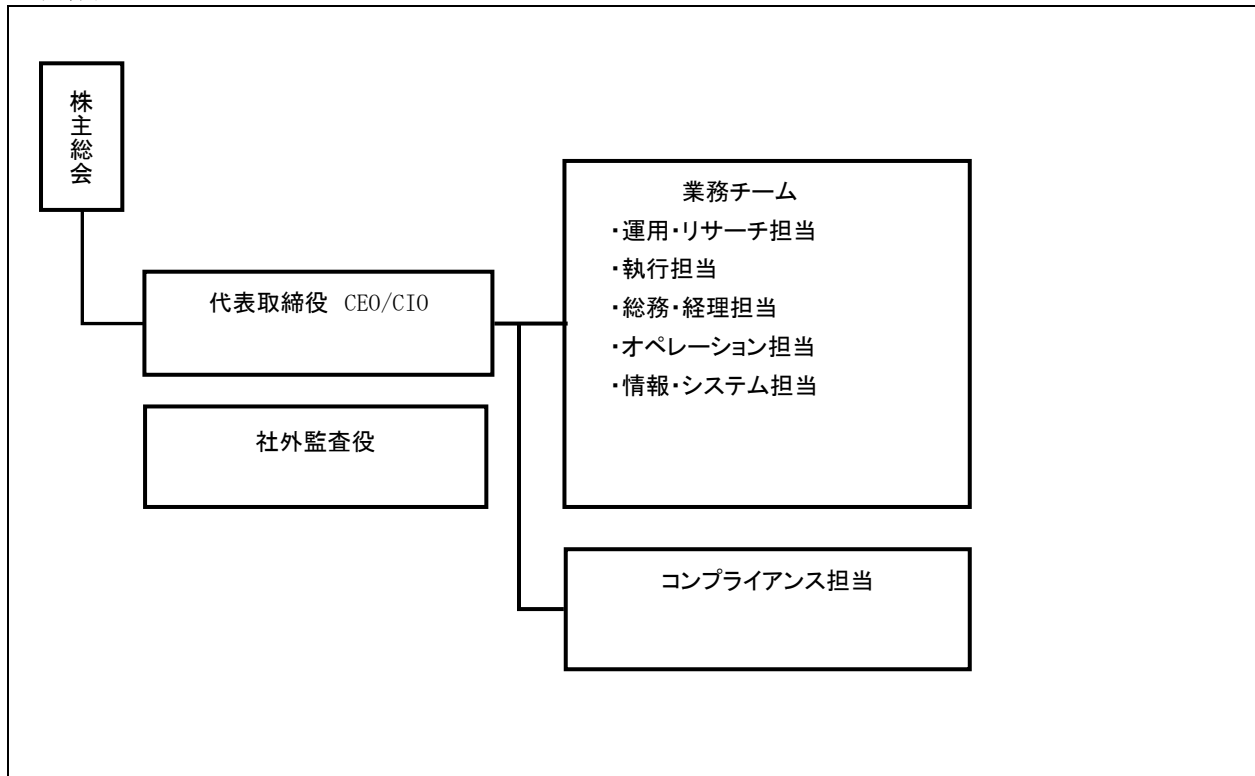
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 年 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 2 名

CFA協会認定証券アナリスト数 1 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年12月1日～2021年11月30日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	-	-	1	5,736
		計	-	-	1	5,736
	個人		-	-	-	-
	国内 計		-	-	1	5,736

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	1	1,042
		計	-	-	1	1,042
	個人		-	-	-	-
	海外 計		-	-	1	1,042

総合計			-	-	2	6,778
-----	--	--	---	---	---	-------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、2件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	-件 -百万円
欧州	-件 -百万円
アジア	-件 -百万円
その他	-件 -百万円

③投資対象別運用状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④契約規模別分布状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	-	-	-	-	-	-
構成比(%)	-	-	-	-	-	-
金額	-	-	-	-	-	-
構成比(%)	-	-	-	-	-	-

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社の投資戦略は、日本の株式市場に上場する銘柄を主たる投資対象とする株式ロング・ショート(マーケットニュートラル)戦略です。その主な特徴は以下のとおりです。

1. 卓越したボトムアップリサーチ力

当社代表の約19年間の中小型株アナリスト/ファンド・マネージャーとしての経験に基づく投資判断。

2. 独特のマーケットニュートラル手法

「ロングオンリー」「ショートオンリー」を組み合わせる独特のポートフォリオ管理により、ロング・ショート各々でマーケット対比の超過リターンを目指す。

3. ユニークなリスクリターン特性

当社マーケットニュートラル戦略は、相場全体のリターン(対TOPIX)および、一般的な日本株ロングショートファンドとの相関が極めて低い。またマーケットニュートラル戦略の本来の特徴である「下げ相場に強い」が実績として示されている。

4. グロスエクスポージャーの機動的な管理

常に安定したリターンを追求することは不可能との前提の下に、「分からないときはやらない」、「取れるときに取る」を徹底したスタイル。

5. パタリストに基づいた投資

これまでの投資助言会社としての経験、投資事例を通じてカタリスト発生パターン(=勝ちパターン)をデータベース化しており、リサーチ結果との組み合わせにより勝てる確率の高いタイミングで投資を行う。

9. 投資に関する意思決定プロセス

投資方針決定

- ・毎月、投資会議を開催し、運用・リサーチ担当が投資方針を決定。

↓

状況報告・方針変更等

- ・毎週ミーティングを実施。運用状況の報告、投資方針の変更等を確認。

↓

投資判断

- ・運用・リサーチ担当が事業会社・アナリストへの取材、セミナー等による情報収集、需給の状況等の市場分析により、投資判断を行う。

↓

発注

- ・運用・リサーチ担当が投資銘柄決定。発注担当が発注を行う。

↓

運用状況管理

- ・コンプライアンス担当、オペレーション担当が運用状況、運用財産のモニタリングと管理を行う。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

運用受託報酬・投資助言報酬は、原則として、運用ファンド及び助言対象ファンドの運用資産の規模に応じて定める基本報酬と投資の成果に応じて定めるインセンティブ報酬とから構成されます。ただし、顧客との個別協議によって、異なる報酬体系を定める場合があります。

（１）基本報酬

原則として、対象ファンドの純資産総額に対し報酬料率年0.5～2%（消費税抜き）程度とします。ただし、顧客との協議の上、基本報酬について別段の取り決めを行うことがあります。

（２）インセンティブ報酬

原則として、対象ファンドの基準価額がハイウォーターマークを上回った場合、当該基準価額と当該ハイウォーターマークの差額に対し10～30%（消費税抜き）程度とします。なお、ハイウォーターマークは1年毎に更新されます。ただし、顧客との協議の上、インセンティブ報酬について別段の取り決めを行うことがあります。

11. その他、特記事項

なし

会社名	Dymon Asia Capital Japan株式会社		
所在地	〒 103-0026 東京都中央区日本橋兜町6番5号 兜町第6 平和ビル FinGATE KABUTO 3階		
電話	03-3527-2961	ファックス	03-3527-2965
	HPアドレス www.dymonasia.com		
代表者	代表取締役 山下 慶祐		
金融商品取引業登録番号	関東財務局長（金商）第3123号 登録年月日 2019年2月13日		
協会会員番号	012-02950		
業務開始年月	2019年3月	資本金	3000万円
作成部署	オペレーションズ部門	電話	03-3527-2961

1. 業の種別

適格投資家向け 投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
投資助言・代理業	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
第一種・第二種業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
Dymon Asia Capital (Singapore) Pte. Ltd.	100%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年12月期	239	239	24	20	50
2020年12月期	93	93	9	△3	30
2019年12月期	-	63	5	4	34

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 8 名

②運用業務従事者数 4 名

内 ファンド・マネージャー数 1 名、平均経験年数 12 年 1 ヶ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヶ月

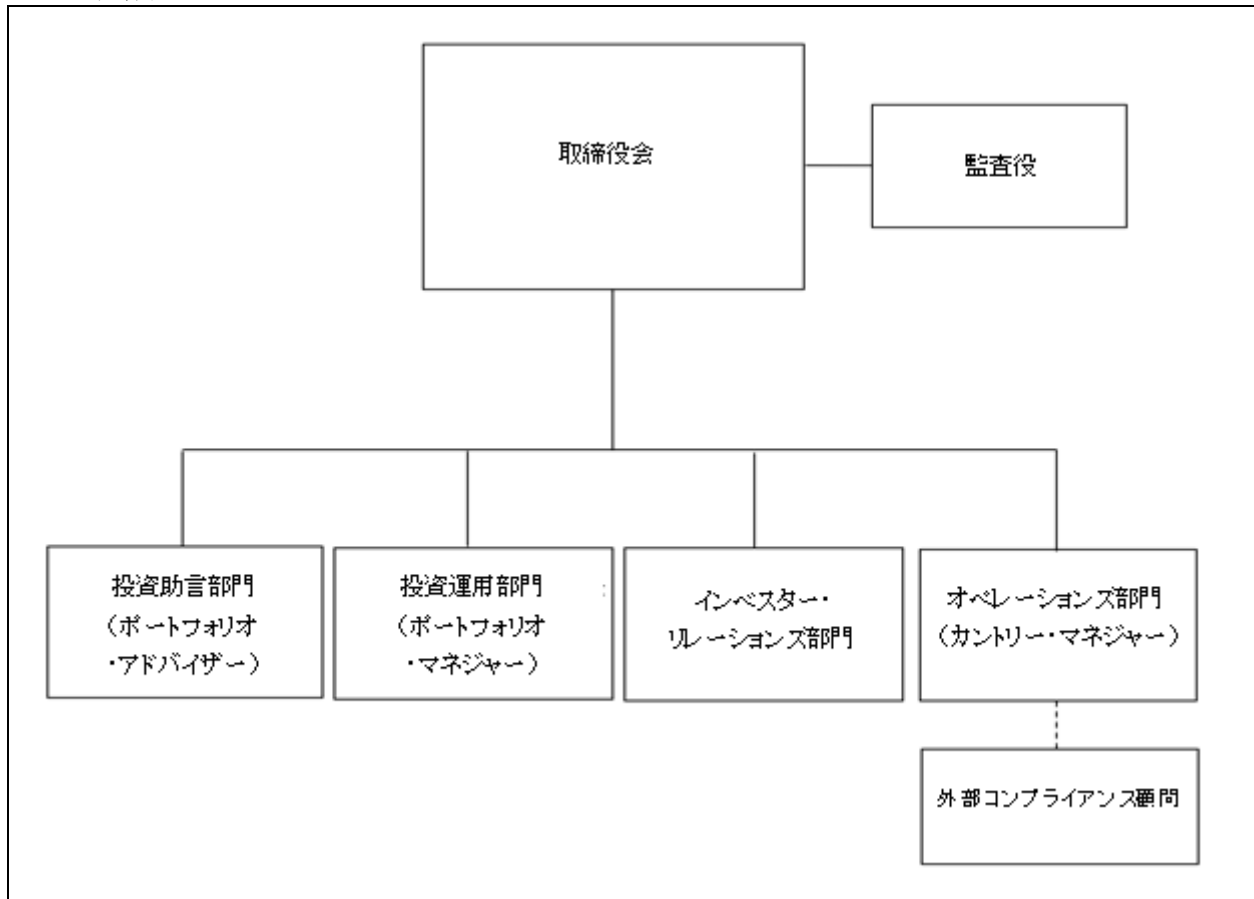
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 ヶ月

内 調査スタッフ数 3 名、平均経験年数 18 年 0 ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 2 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2021年8月27日～2021年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		該当なし	
下記①に該当する法人との取引		該当なし	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引		. %	守秘義務により非開示
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引		該当なし	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	—	—	—	—
		私的年金	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—
		計	0	0	0	0
	個人		—	—	—	—
	国内 計		0	0	0	0

海外	法人	年金	—	—	—	—
		その他	1	9,104	—	—
		計	1	9,104	0	0
	個人		—	—	—	—
	海外 計		1	9,104	0	0

総合計			1	9,104	0	0
-----	--	--	---	-------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、1件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	— 件 — 百万円
欧州	— 件 — 百万円
アジア	— 件 — 百万円
その他	— 件 — 百万円

③投資対象別運用状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	—	—	—	—	—	—	—	—	1
金額	—	—	—	—	—	—	—	—	9,104

④契約規模別分布状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	—	—	1	—	—	—
構成比(%)	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%
金額	—	—	9,104	—	—	—
構成比(%)	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

当社は、Dymonグループの旗艦マルチストラテジー投資ファンドが採用する、株式ロング／ショート、イベントドリブン、オポチュニスティック、ボラティリティ、システムトレード、相対価値クレジット及びマクロ戦略を含む、広範な投資戦略の中から最適な戦略を追求します。

9. 投資に関する意思決定プロセス

当社のポートフォリオ・マネジャーは、金融商品の価値、調査報告、公開データの分析等の様々な要素に基づき投資判断を行います。

ポートフォリオ・マネジャーは、投資判断を行った後、複数の関連会社に設置されるトレーディング・デスクに対して注文内容を伝達するか、あるいはブローカーに対して直接注文内容を提出します。トレーディング・デスクに注文が伝達される場合、トレーディング・デスクは、銘柄、取引形態、数量、価格等に関して受領する指示に基づき、当社が定めるリスク管理及びコンプライアンス管理上の基準の範囲内で、適切な数量及びタイミングをもってブローカーに注文を提出します。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

当社は、投資運用業務及び投資助言業務に関し、専ら当社の親会社であるDymon Asia Capital (Singapore) Pte. Ltd.のみを顧客としていることから、運用受託報酬及び投資助言報酬については、これらの役務の提供に伴い当社が負担した費用の額に、当該費用の額に一定割合の係数を乗じた額を上乗せした額を報酬とする、コストプラスモデルを採用しています。

会社名	大和アセットマネジメント株式会社		
所在地	〒 100-6753 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号		
電話	03-5555-3111	ファックス	03-5555-0513
	HPアドレス http://www.daiwa-am.co.jp/		
代表者	代表取締役社長 小松 幹太		
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第352号	登録年月日	平成19年9月30日
協会会員番号	011-00610		
業務開始年月	昭和60年11月8日	資本金	151.7億円
作成部署	経営企画部経営企画課	電話	03-5555-4938

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
子会社	Daiwa Asset Management (America) Ltd.	Financial Square, 11th Floor 32 Old Slip, New York, NY, 10005-3538 U.S.A.
子会社	Daiwa Asset Management (Europe) Ltd	5th Floor, 5 King William Street, London, EC4N 7AX, U.K.
子会社	Daiwa Asset Management (H.K.) Limited	28/F, One Pacific Place, 88 Queensway, Hong Kong
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	3 Phillip Street, #16-04 Royal Group Building, Singapore 048693
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Limited	Unit No. 503, 5th Floor, Windsor, Off CST Road, Kalina, Santacruz East, Mumbai - 400 098, India
子会社	Daiwa Capital Management Silicon Valley Inc.	228 Hamilton Avenue, 3rd Floor Palo Alto, California 94301 U.S.A

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
大和証券グループ本社	100%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2022年3月期	157	74,948	19,089	12,738	41,941
2021年3月期	144	65,906	14,616	9,389	38,566
2020年3月期	316	70,134	15,629	10,566	38,430

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 646 名

②運用業務従事者数 106 名

内 ファンド・マネージャー数 63 名、平均経験年数 8 年 2 ヶ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 22 名、平均経験年数 10 年 6 ヶ月

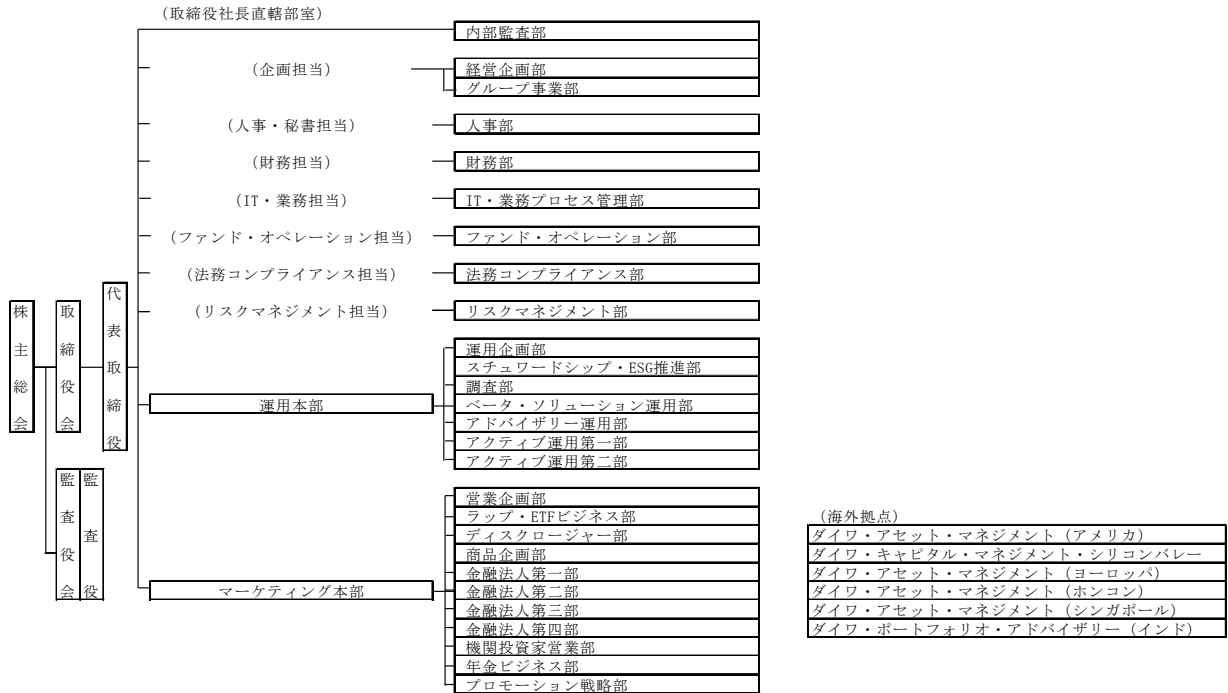
投資顧問・投信部門兼任者 22 名、平均経験年数 10 年 6 ヶ月

内 調査スタッフ数 27 名、平均経験年数 12 年 10 ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 287 名

CFA協会認定証券アナリスト数 23 名

〈組織図〉



注：弊社は2022年7月1日に組織改正がありましたので、最新の組織図を記載しております。
上記組織図は2022年7月1日時点です。

6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

- 対象期間 2021年4月1日～2022年3月31日
- 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	該当する取引はありません。
下記①に該当する 法人との取引	大和証券	20. 7%	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	Brown Brothers Harriman & Co.	66. 0%	
	大和証券	20. 7 %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	該当する取引はありません。
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	2	4,758	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	2	4,758	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		2	4,758	-	-

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	16	11,903	11	334,854
		計	16	11,903	11	334,854
	個人		-	-	-	-
	海外 計		16	11,903	11	334,854

総合計			18	16,661	11	334,854
-----	--	--	----	--------	----	---------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、11件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件
	- 百万円
欧州	- 件
	- 百万円
アジア	- 件
	- 百万円
その他	- 件
	- 百万円

③投資対象別運用状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	7	-	-	2	2	7	-	-	-
金額	3,437	-	-	6,522	1,915	4,787	-	-	-

④契約規模別分布状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	13	4	1	-	-	-
構成比(%)	72.2	22.2	5.6	0.0	0.0	0.0
金額	4,033	6,994	5,634	-	-	-
構成比(%)	24.2	42.0	33.8	0.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

（1）運用哲学

大和アセットマネジメントは、客観的な裏付けがあり、論理的に妥当な説明が可能で、かつ、将来にわたり再現性が高いと考えられる運用をおこないます。そのために、投資対象、市場、ならびに人間行動をより良く理解し、組織的な取り組みをおこないます。

投資対象の理解

定量的・定性的な分析により、投資対象の本源的価値や将来の変化を推定し、市場価格と対照させて評価をおこないます。

市場の理解

金融市場を不確実性が高い複雑なシステムとして捉え、投資行動の確からしさの根拠を運用プロセスの論理性と妥当性に求めます。

人間行動の理解

人間による解釈や判断の限界を謙虚に受け入れ、その心理と背景を理解することで、自身の意思決定と行動の改善を図ります。

組織的な取り組み

個々人の能力の制約や限界を超えた成果を達成するため、業務の専門化と分業を進め、さらに必要とされる知識や技術を高めるためのしくみや場を構築します。

社会への貢献

大和アセットマネジメントは、お客様へのサービスや価値提供を通じて、SDGsに見られるような持続可能な社会の実現に貢献できると考えます。

（2）主な運用商品

弊社ではアクティブ、パッシブにわたり幅広く運用商品を提供しています。また、年金投資一任契約において提供する投資戦略は自社運用に限定せず、弊社および弊社海外現地法人の調査能力を活用して発掘・精査を行った自社運用以外の運用戦略も対象とすることで魅力的な投資機会の提供に努めます。

1) 国内株式運用

代表的な商品は以下の通りです。

① バリュース型運用

PER、PBR等の割安指標に加え、事業の再構築力、新しい事業展開、技術力、市場展開力といった定性面からの評価を加えたボトムアップ重視の銘柄選択を行います。

② グロース型運用

技術力、商品開発力、効率性に基づく競争力に優れ、世界的な見地から見て、いわゆる「勝ち組」に入ることが期待される企業を選択します。

2) 外国債券運用

弊社では、国内債券および先進国に加えて、ブラジル、トルコ、インド等、新興国の現地通貨建債券への投資実績を有しています。東京オフィスで運用し、海外の運用機関への依存度が極めて少ないことが特色といえます。

3) オルタナティブ投資分野

専門の助言会社を活用して他社ファンド（運用機関、保管機関、管理機関など投資信託の関係会社を含む）調査を行い、選定したオルタナティブ投資戦略を提供します。

9. 投資に関する意思決定プロセス

1. PLAN

ファンドマネジャー、アナリスト、エコノミスト／ストラテジスト、クウォンツアナリストによる弊社独自の調査・分析を基に、「投資環境検討会」、「セクター・ファクター検討会」、「銘柄検討会」等を毎月開催し、国内外の投資環境の検討、セクター・アロケーションの検討、個別銘柄の調査・分析に基づいた投資対象銘柄の検討、リスク分析・パフォーマンス要因分析に基づいた検討を行います。

これらの検討を基に、毎月開催する「運用会議」で基本的な運用方針を決定します。

2. DO

ファンドマネジャーが運用計画を策定し、担当運用部長の承認を得てポートフォリオを構築します。フロントチェックとして、運用企画部が運用状況を毎日チェックするとともに、実績トラッキングエラーの分析や要因分析により運用の改善に資する具体的な検討を行います。

また、ミドルチェックとしてリスクマネジメント部がユニバース銘柄や組入比率などのリスク管理を行います。

こうしたフロント、ミドルのチェック体制により、組織的なリスク管理を行い、アカウンタビリティの向上を目指しています。

3. CHECK

運用本部から独立したリスクマネジメント部が、運用リスクの状況についてチェックします。必要があれば、運用の是正要求を行います。

3ヶ月に1回開催される「リスクマネジメント会議」（「経営会議」の分科会）において、運用リスクの状況の報告が行われ、必要事項の審議・決定が行われます。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

1. 年金投資一任契約（運用資産及び運用戦略として投資信託を利用した場合の報酬率）

運用受託報酬は下表の料率をもとに、お客様との協議により個別に決定いたします（下表は税抜表示）。

平均残高	①外国投資信託・外国投資法人を利用した場合	②国内の投資信託・国内の投資法人のみを利用した場合	①又は②にTAA型を付加する場合の加算料率
10億円まで	0.400%	0.350%	0.120%
10億円超 20億円まで	0.350%	0.275%	0.100%
20億円超 50億円まで	0.250%	0.200%	0.070%
50億円超	0.200%	0.150%	0.050%

弊社では、自社設定投資信託を投資一任契約資産に組み入れた場合は、投資一任契約資産から自社設定投資信託残高を控除した金額に所定の投資顧問料率を適用して算出することで運用報酬の二重徴収を回避しております。但し、その場合でも投資一任契約に係る事務諸経費を考慮した最低投資顧問料（年間100,000円、消費税別途加算）を申し受けます。

2. その他

お客様との協議により個別に決定いたします。

11. その他、特記事項

弊社は、1959年の創立以来、わが国の投資信託業界のパイオニアとして業界の発展と共に歩んでまいりました。1985年に投資助言業務に参入し、さらに1995年9月には投資一任契約に係る業務の認可を取得することにより、投資信託業務と投資助言業務・投資一任契約に係る業務を併営する総合的な運用会社として、顧客のニーズに応じた多様なサービスを提供できる体制を確立いたしました。また、2019年12月には節目の創立60周年を迎え、2020年4月より「大和アセットマネジメント株式会社」に社名を変更し、新たなスタートを切りました。これまでお客様からご期待を賜り、幅広い商品ラインナップを揃え、トップクラスの規模の運用資産をお預かりするに至っております。

大きな変革期を迎えている資産運用業界において、これからもお客様の資産運用の一助となるべく挑戦と努力を続けて参ります。

会社名	株式会社大和ファンド・コンサルティング				
所在地	〒 100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号				
電話	03-5555-6550	ファックス	03-5555-0872		
	HPアドレス		https://www.daiwa-fc.co.jp/		
代表者	代表取締役社長 金子 好久				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第843号		登録年月日	平成19年9月30日	
協会会員番号	011-01591				
業務開始年月	平成18年9月15日		資本金	4.5億円	
作成部署	業務企画部		電話	03-5555-6550	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
	該当なし	

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
株式会社大和証券グループ本社	100%		%
	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2022年3月期	2,789	2,790	1,584	1,089	1,989
2021年3月期	2,511	2,511	1,332	914	1,814
2020年3月期	2,395	2,398	1,218	839	1,739

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 57 名

②運用業務従事者数 30 名

内 ファンド・マネージャー数 13 名、平均経験年数 15 年 10 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 ー 名、平均経験年数 ー 年 ー カ月

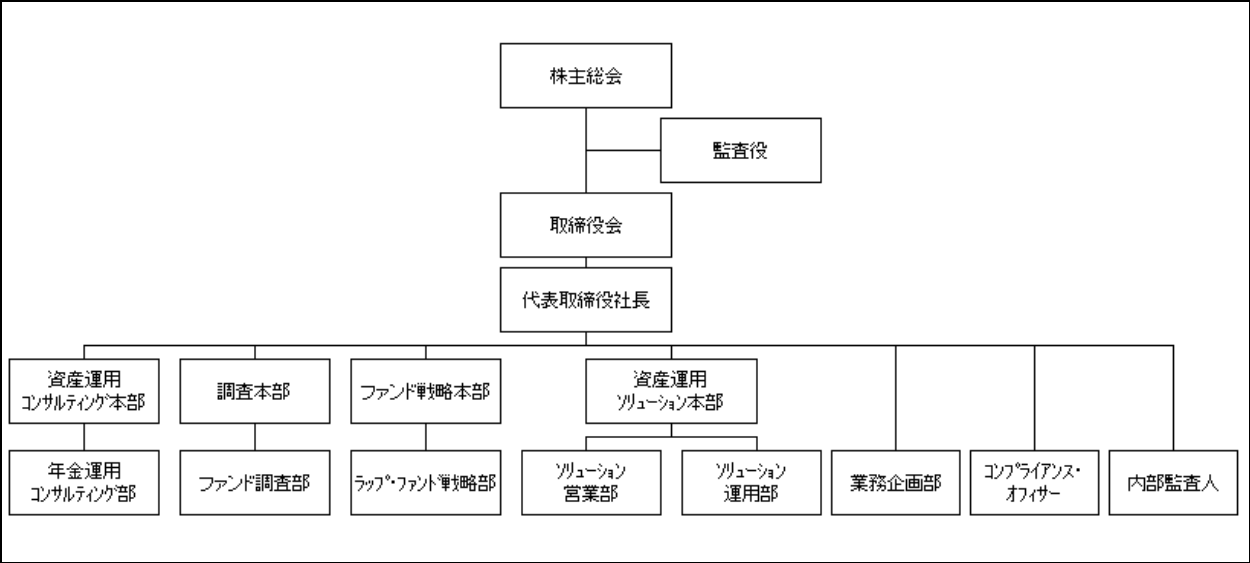
投資顧問・投信部門兼任者 ー 名、平均経験年数 ー 年 ー カ月

内 調査スタッフ数 16 名、平均経験年数 8 年 10 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 32 名

CFA協会認定証券アナリスト数 ー 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2021年4月1日～2022年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	SS&CA SS&C Fund Services (Asia) Pte. Ltd.	15.31%	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	2	6,665	-	-
		私的年金	33	36,368	-	-
		その他	11	35,009	4	2,892,566
		計	46	78,043	4	2,892,566
	個人		-	-	-	-
	国内 計		46	78,043	4	2,892,566

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		-	-	-	-

総合計			46	78,043	4	2,892,566
-----	--	--	----	--------	---	-----------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、99件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	2	-	11	-	1	5	2	1	24
金額	400	-	11,799	-	389	14,268	4,266	1,717	45,204

④契約規模別分布状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	24	19	1	2	-	-
構成比(%)	52.2	41.3	2.2	4.3	-	-
金額	8,547	35,595	5,274	28,626	-	-
構成比(%)	11.0	45.6	6.8	36.7	-	-

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

（1）投資哲学

投資家のニーズや市場環境に応じたソリューション提供を使命とし、「徹底した調査」と「独自の分析力」により世界中から厳選した投資信託（ファンド）などを通じて、中長期的に安定したリターンの獲得を追求します。運用に際しては、さまざまな観点でのリスク・コントロールに最大限の注意を払い、適時適切なモニタリングにより、納得性と合理性の高い運用説明や、運用改善の提案も継続的に実施します。

（2）運用の特色

a) ソリューション・プロバイダー

お客様の直面している課題に対し、定性・定量の両面から詳細な分析を行い、具体的な解決策を提案します。

b) 徹底調査・独自の分析力に基づいたファンド選定

「徹底した調査」と「独自の分析力」に基づき、世界中から優れたファンドを選定し、適切なモニタリングにより品質管理を継続的にを行います。

c) オルタナティブ投資の効率的な活用

伝統的資産に加えオルタナティブ資産への投資を戦略的に導入し、お客様の要望するリスク・リターン特性を追求します。

9. 投資に関する意思決定プロセス

当社は、多様な資産及び運用手法の中から、厳選したファンドや複数ファンドへの分散投資（ポートフォリオ運用）の提案を行っています。

まず、調査部門によるファンド評価プロセスによりレーティングを付与します。

次に運用担当者は、一定のレーティングに達しているファンド（推奨、適格、不適の三段階レーティングのうち適格以上）の中から運用対象を選定します。ただし、新規のファンドを運用の対象とする場合には、運用審議会の承認を得なければならないこととしています。

具体的な意思決定プロセスは以下のとおりです。

（1）ファンド評価プロセス

調査部門は、機関投資家向けの多様な運用商品及び運用会社を調査します。

a) 調査開始

投資目的（顧客ニーズ、アナリスト提案、モニタリングファンドの変化）の確認、及び定量スクリーニング活用により調査対象を特定。

b) 書面分析

担当アナリスト（主・副2人）の外形調査及び定量分析。

c) 運用者との面談

主要運用者との面談（投資事例、リスク対応、市場局面別対応等）。

d) 評価原案

担当アナリスト間の議論とレポート原案作成。

e) ファンドレーティング会議

多面的に議論を行い全会一致にて評価。レーティング付与。

（2）投資決定プロセス

a) 組み入れ候補となるファンド案の作成

運用担当者は、ファンド評価プロセスによりレーティング付与されたファンド群より、投資一任業務に適応すると考えられるファンドを選別し、投資ユニバースへの組み入れ候補となるファンド案を作成します。

b) 組み入れファンドの承認

組み入れファンド案は運用部門における会議で承認され、運用審議会に上程・承認を経て投資ユニバースに組み入れられます。

c) ファンドへの投資

運用担当者は、顧客の運用目標、制約条件及び運用ガイドラインおよび、ファンドに関する定性・定量情報（調査部門による評価、過去データ等に基づくリスク及び複数ファンドを組み入れる際にはファンド間の相関）等に基づき、投資ユニバースの中からファンドを選定し投資を行います。

投資が複数のファンドへの分散投資（ポートフォリオ運用）となる場合は、選定するファンド及び投資比率等について運用部門における会議での承認を経た後に投資を行います。

d) リスク管理・モニタリング

ファンド投資後、当該ファンド及びポートフォリオにつき継続的にモニタリングを行います。運用状況はリスクマネジメント担当が計測し、月次で各取締役へ報告するとともに、四半期に一度、運用審議会へ報告します。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

(1) 投資一任契約に係る報酬体系

投資対象運用商品別に報酬体系を定めています。

a) 流動性資産商品：純資産額の0.50%（年率）

b) 非流動性資産商品：純資産額の0.70%（年率）

ただし、上記料率は、資産増加額、運用対象資産、運用方針等の状況により、お客様との個別協議のうえ決定するため、異なる場合があります。

(2) 投資顧問契約(投資助言)に係る報酬

ファンド・オブ・ファンズの投資顧問契約（投資助言）に係る報酬は、助言資産の種類・残高等によりお客様との個別協議のうえ、決定しています。

上記のほか、資産配分に係る助言、確定拠出年金向けファンド評価レポートの提供、年金運用コンサルティング・サービス等の投資顧問契約（投資助言）に係る報酬も、レポートの分析や年金基金に対するコンサルティング等の内容により、お客様と個別に協議のうえ、決定しています。

会社名	匠投資顧問株式会社				
所在地	〒 102-0094 東京都千代田区紀尾井町 1 番 1 1 号ウスイ紀尾井町ビル 5 階				
電話	03-5214-7038	ファックス	03-5214-7058		
		HPアドレス	http://www.takumi-fund.co.jp		
代表者	代表取締役 矢野 英明				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第367号		登録年月日	2007年 9 月30日	
協会会員番号	011-01375				
業務開始年月	2009年 5 月20日		資本金	1億円	
作成部署	企画・管理本部		電話	03-5214-7038	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
矢野 英明	99.25%	サリー・コーポレーション	0.13%
川端 保勝	0.14%	帝京平成大学	0.05%
新潟総合学院	0.13%	高山 和夫	0.04%
国際総合学園	0.13%	鳴海 明	0.01%
ワールドキャピタル株式会社	0.13%	富樫 宏樹	0.01%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2022年3月期	12	48	0	0	129
2021年3月期	12	56	4	4	108
2020年3月期	13	63	8	7	124

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 33 名

②運用業務従事者数 5 名

内 ファンド・マネージャー数 1 名、平均経験年数 38 年 7 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

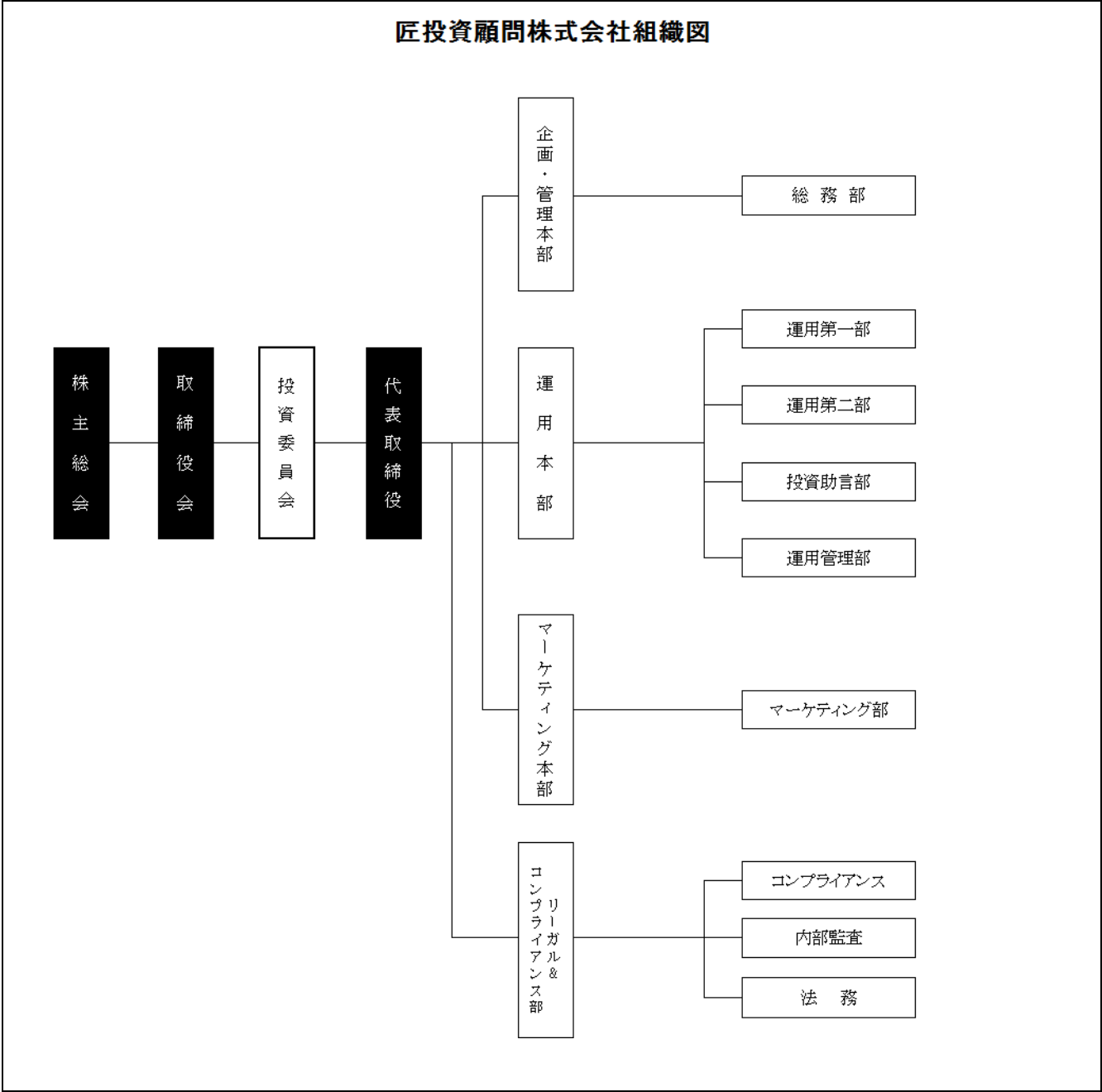
投顧顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 1 名、平均経験年数 30 年 4 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

〈組織図〉



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2021年4月1日～2022年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

		. %	
下記③に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

7. 契約資産

①契約資産状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	3	312	-	-
		計	3	312	0	0
	個人		12	156	-	-
	国内 計		15	468	0	0

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
	海外 計		0	0	0	0

総合計			15	468	0	0
-----	--	--	----	-----	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、0 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	1	1	12	1	-	-	-	-	-
金額	50	117	156	145	-	-	-	-	-

④契約規模別分布状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

		10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	構成比(%)	15	-	-	-	-	-
	構成比(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金額	構成比(%)	468	-	-	-	-	-
	構成比(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

〔投資哲学〕

独立系の強みを生かしオルタナティブ投資に徹した商品組成を心掛けております。

外部専門家たちとも積極的に意見交換を行い、元本毀損リスクを軽減出来るスキームの構築、さらに定期的なモニタリングによって、将来的な事業リスクに対して予防線を張り、短中期的にみた安定的収益分配を獲得する事に重きを置いております。

〔運用スタイル〕

ファンド毎の運用方針を明確にし、各ファンドの方針に従い、運用を行っております。例えば、継続して組成を続けているメディカルファンドに関しては、積極的に値上がりを取りに行くというよりは、安定的な分配金の獲得を目指す運用を心掛けており、期中のモニタリングに注力し、投資しているクリニックの経営状況も適時確認を行い、運用開始から今日まで想定範囲での収益確保を達成出来ております。また、先物オプションのファンドは、ファンドマネジャーの運用手腕と経験に頼る部分が大きな割合を占める分野において、日々のポジションの徹底管理に努め、リスクについてはウォッチを行い、月次収益に関して任意ではありますが、投資家Mailにて報告を重ね情報開示の徹底に努めております。

9. 投資に関する意思決定プロセス

投資する業界により多少変わりますが、既に当社が組成・販売を行っているメディカルファンドの場合、投資対象となっている医療法人が経営する各クリニックのキャッシュフロー分析を行い、次に各クリニックの立地等を鑑み、優位性の有無を客観的に分析します。

その際、外部の医療コンサルチームと連携を取る事もあり、その上で運用チームの合議により投資の可否を判断いたします。

投資判断した案件に関しては、四半期のキャッシュフローを確認し、仮にキャッシュフローが二期（半年）続けて赤字を継続した場合には、何らかの策を講じます。

具体的には診療報酬債権を担保に差し入れてもらうことや外部の医療コンサルチームと連携し、新規患者獲得のためのアクションプランの構築等を模索いたします。

通常、既に開業しているクリニックの場合、キャッシュフローが大きくブレる事は考えにくく、現時点において当社の投資案件で赤字に陥った実態はございません。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

各投資家と協議の上、運用報酬は決定しております。

基本報酬は投資一任業に関しては年1.2%～1.5%プラス成功報酬といった具合を組み合わせ決定します。

投資助言報酬に関しては現在入会金3万円年会費2万円（消費税別途）頂戴しています。

会社名	タスク・アドバイザーズ株式会社				
所在地	〒 102-0083 東京都千代田区麹町 3-4 麹町K-118ビル 2階				
電話	03(3511)3225	ファックス	03(6256)8354		
	HPアドレス		https://tasku.co.jp/		
代表者	代表取締役社長 眞保 二郎				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第3101号		登録年月日	2018年12月5日	
協会会員番号	012-02849				
業務開始年月	2018年12月		資本金	85,000,000円	
作成部署	管理部		電話	03(3511)3225	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
眞保二郎	63.2%		
高田一毅	15.8%		
森崎純成	12.6%		
福住宏一	4.2%		
松田奈己	4.2%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年 9月期	14	42	15	14	78
2020年 9月期	7	31	7	7	63
2019年 9月期	3	6	△10	△10	56

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 7 名

②運用業務従事者数 3 名

内 ファンド・マネージャー数 3 名、平均経験年数 31 年 0 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

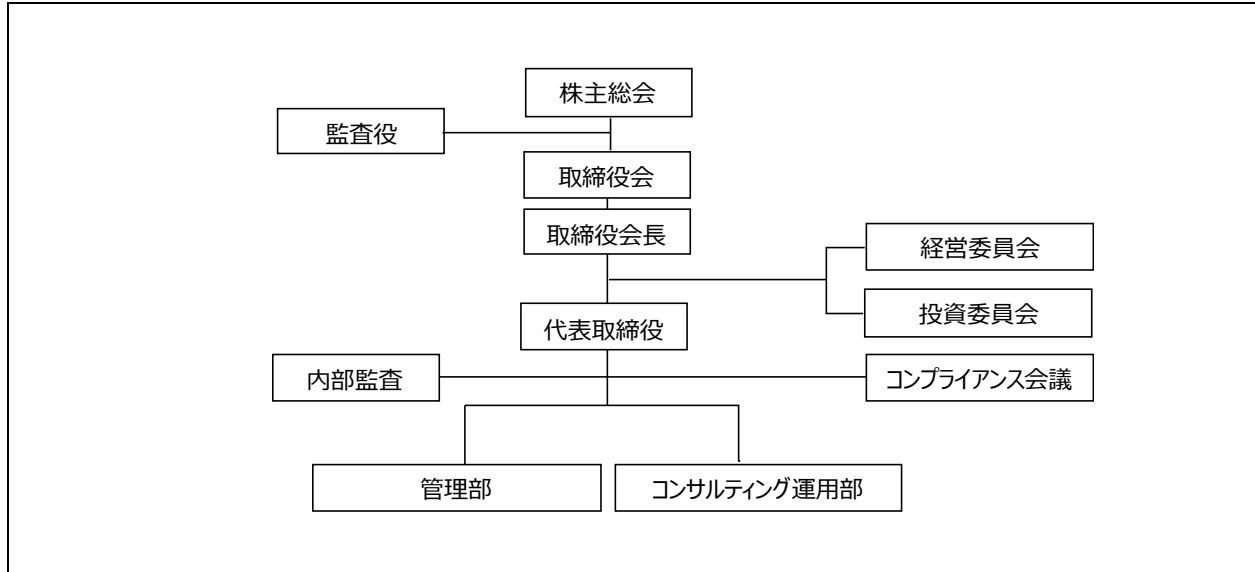
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 年 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 3 名

CFA協会認定証券アナリスト数 1 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2020年10月1日 ～ 2021年9月30日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0 %	
下記①に該当する法人との取引	該当なし	0.0 %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	SS&C Fund Services (Cayman) Ltd.	75.3 %	
	Citco Fund Services (Australia) Pty Ltd	16.8 %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引	該当なし	0.0 %	
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

① 契約資産状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	3	2,104	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	3	2,104	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		3	2,104	-	-

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		-	-	-	-

総合計			3	2,104	-	-
-----	--	--	---	-------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、3件。

② 海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 -百万円
欧州	- 件 -百万円
アジア	- 件 -百万円
その他	- 件 -百万円

③ 投資対象別運用状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	-	-	3	-	-	-
金額	-	-	-	-	-	2,104	-	-	-

④ 契約規模別分布状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	2	1	-	-	-	-
構成比(%)	66.7%	33.3%	-	-	-	-
金額	1,063	1,042	-	-	-	-
構成比(%)	50.5%	49.5	-	-	-	-

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

1. 当社は金融市場並びに運用機関調査に基づき主としてファンドの選定と投資を行います。個々の投資判断やポートフォリオの構築に当たっては、顧客資産の現状分析またはコンサルティングに基づき顧客毎の課題を把握した上で、具体的解決策の実現として運用業務または助言業務を提供します。
2. ファンドの選定に関しては、運用機関およびファンドの機能が内外の様々な要素から成り立っていること、その要素が時とともに変化していくことを念頭に、一時点の評価にとどまらず新たなデータにより常に仮説を検証・修正していく立場を取ります。運用機関およびファンドを評価・判断する根拠としては定性情報を重視し、定量情報は帰納的に仮説を構成する際の一要素として、あるいは定性情報の信憑性や変化を裏付けるデータとして扱うことを基本とします。
3. 投資判断やポートフォリオの構築に際しては、投資環境の変転を前提とした投資戦略の選択、組み合わせを行います。投資環境の判断では金利、信用、リスク・プレミアムといった動因が相互に関連しつつ循環的な性質を持つことを重視します。

9. 投資に関する意思決定プロセス

投資に関する意思決定は以下のプロセスで行います。

1. 投資委員会による投資環境判断と調査・デューディリジェンス方針の決定
2. コンサルティング運用部による調査・デューディリジェンスの実行
3. 投資委員会による調査・デューディリジェンス結果の審議と投資候補の承認
4. 投資委員会による顧客適合性の確認と顧客毎の投資方針および運用戦略の設定
5. コンサルティング運用部によるポートフォリオ構成等の具体的な投資内容の立案

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資一任契約の報酬は運用対象資産の時価残高に応じて計算し、1.0%（消費税別）を上限として契約ごとに定める固定料率を乗じた金額（消費税別）、または固定報酬料率と成功報酬料率を組み合わせた方式により算定される金額（消費税別）を請求します。

投資助言契約の報酬は助言の対象、サービスの形態や方法等により顧客と個別に協議して取り決めます。報酬算定方式は、助言対象資産の時価残高に一定料率を乗じて計算する方式、一定期間に対し定額を請求する方式、時間当たり金額とサービス提供に要した延べ時間数から算出する方式などを想定します。いずれも別途消費税が掛かります。

11. その他、特記事項

会社名	タワーズワトソン・インベストメント・サービス株式会社		
所在地	〒 100-0011 東京都千代田区内幸町 2 丁目 1 番 6 号 日比谷パークフロント 1 3 階		
電話	03-6833-4603 (代表)	ファックス	03-6865-1814
	HPアドレス		http://www.towerswatson.com/ja-JP/about-us/overview
代表者	代表取締役社長 木村 倫啓		
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第2778号		登録年月日 2014年5月20日
協会会員番号	012-02662		
業務開始年月	2014年7月1日	資本金	1億円
作成部署	コンプライアンス部	電話	03-6833-4603

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
タワーズワトソン株式会社	100%		%
	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年12月期	822	936	319	202	427
2020年12月期	726	801	141	88	225
2019年12月期	756	811	154	101	287

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 32 名

②運用業務従事者数 2 名

内 ファンド・マネージャー数 1 名、平均経験年数 26 年 7 ヶ月

内 投資併営会社の場合の 投信顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 ヶ月

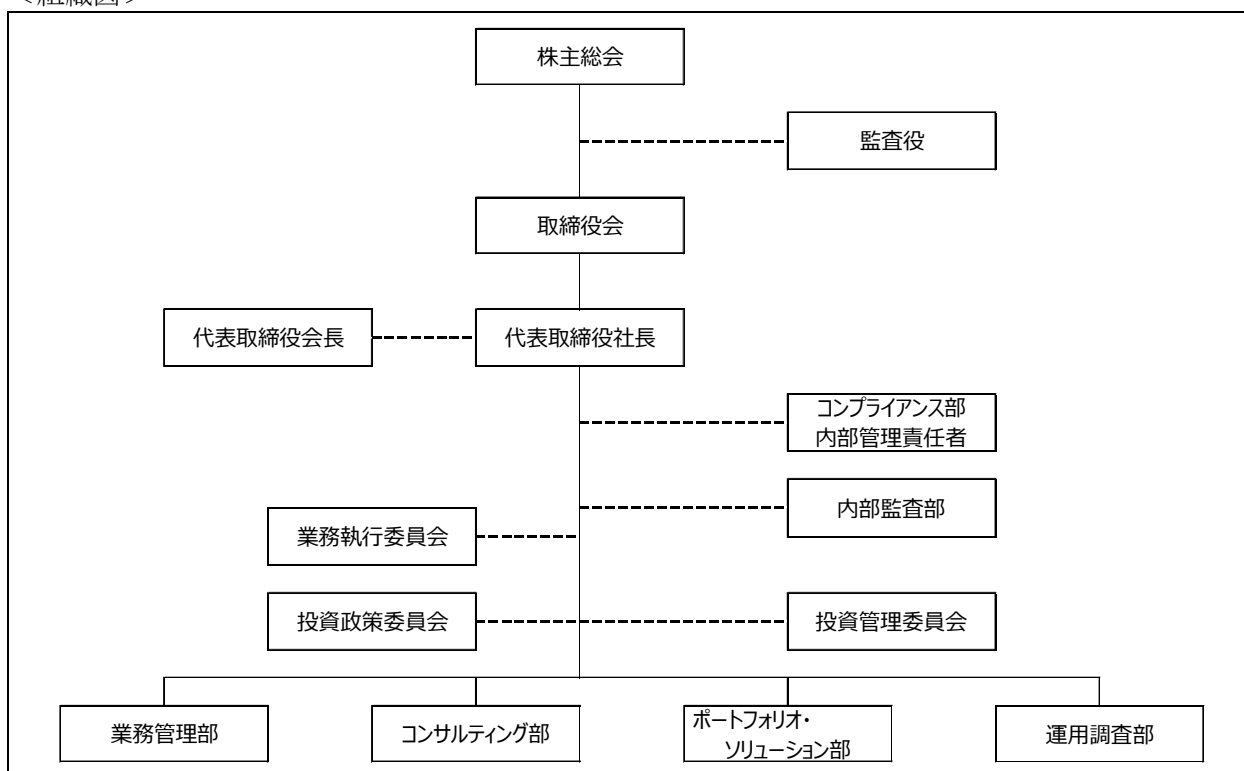
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 ヶ月

内 調査スタッフ数 1 名、平均経験年数 5 年 6 ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 11 名

CFA協会認定証券アナリスト数 6 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2021年1月1日から2021年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		0.0%	該当なし
下記①に該当する 法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	BNY Mellon Fund Services (Ireland) DAC	37.0%	
	Northern Trust International Fund Administration Services (Ireland) Limited	30.1%	
	The Bank of New York Mellon	27.9%	
	Citco Fund Administration (Cayman Islands) Limited	3.2%	
	Citco Fund Services (Ireland) Limited	1.1%	
	Brown Brothers Harriman Fund Administration Services (Ireland) Limited	0.8%	
下記③に該当する 法人との取引	該当なし	. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2022年3月末現在）（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国 内	法 人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	52	116,747	24	1,380,699
		その他	2	3,529	-	-
		計	54	120,276	24	1,380,699
	個人		-	-	-	-
	国内 計		54	120,276	24	1,380,699

海 外	法 人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		-	-	-	-

総合計			54	120,276	24	1,380,699
-----	--	--	----	---------	----	-----------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、86件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2022年3月末現在）（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	-	-	-	10	-	44
金額	-	-	-	-	-	-	46,624	-	73,653

④契約規模別分布状況（2022年3月末現在）（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	24	24	5	1	-	-
構成比(%)	44.4%	44.4%	9.3%	1.9%	-	-
金額	10,018	56,825	32,628	20,805	-	-
構成比(%)	8.3%	47.2%	27.1%	17.3%	-	-

まずお客様の資産クラス、運用スタイル、許容リスク、目標リターン等についてのニーズや制約条件の確認を実施します。

STEP2：お客様ニーズや制約条件のリサーチ・チームへの伝達

お客様ニーズや制約条件を当社グループのリサーチ・チームへ伝達し、お客様ニーズが正確にポートフォリオに反映される商品選定が行われるように留意します。

STEP3：お客様ニーズを反映した確信度の高い運用商品の選定

顧客部門とは独立したリサーチ・チームが独自のリサーチ手法により、お客様ニーズに即した運用商品の選定を行います。グローバルなリサーチ・チームによる情報に基づき、最終的には当社の投資政策委員会で日本のお客様に提供することが適切であると判断される運用商品を決定します。なお、リサーチにあたってはサステナビリティの考慮をプロセスに組み込んでいます。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

＜投資一任契約に係る運用報酬＞

対象となる受託資産の時価残高（またはコミットメント金額）に対して、基本料率である0.15%～0.50%（消費税別）を乗じて算出します。受託資産内容、受託資産金額に応じて、当該報酬率は変化します。また、お客様との個別協議により異なった料率が提供される場合があります。なお、当該料率には当社が一任契約に基づき投資を行う投資信託・ファンドの運用報酬（運用報酬率）は加味されていません（商品毎に異なる体系）。

フューデューシャリー・サービス（資産クラス別一括受託：原則として100億円以上）を受託する場合には、固定料率に基づく報酬の他、成功報酬を採用する場合があります。当該契約に関してはお客様と十分な協議により取り決めます。

＜投資顧問契約（助言）に係る運用報酬＞

お客様の運用資産総額をベースとする残高比例料率と採用プロダクト数やサービス提供内容に応じた報酬があり、実際の料率・金額はお客様毎に個別に決定されます。

11. その他、特記事項

2016年1月にタワーズワトソンとウイリス・グループが合併し、ウイリス・タワーズワトソンとなりました。ウイリス・タワーズワトソンはコンサルティング業務、保険のブローカー業務、各種ソリューションを提供する業務における、世界有数のグローバルカンパニーです。ウイリス・タワーズワトソンは全世界140カ国にビジネス拠点を有しており、ナスダック市場に上場しています。

近年、資産運用サービスの分野におきまして、お客様ニーズの多様化から、旧来のコンサルティング・サービスの提供のみならず、運用商品提供を介したソリューションの提供が幅広く行われている状況です。タワーズワトソン・インベストメント・サービスでは、年金コンサルティング・サービス（投資顧問契約）に加え、投資一任契約を介した運用商品の提供を行っています。

ウイリス・タワーズワトソンの資産運用サービスの特徴と強みは以下の通りです。

グローバルに充実したリソース	・世界25カ国に1000名以上を配置* ・クオリティの高い様々な分野のリサーチのリソースが充実
高いクオリティ	・クライアントの過去実績が示すサービスの高いクオリティ ・モデルポートフォリオのトラックレコード等が示す運用機関評価の高いクオリティ ・長期に渡る契約が示すクライアントからの高い満足度
豊富な実績	【コンサルティング】 ・全世界のクライアント数：1,400超、助言資産規模：3.6兆ドル* ・日本における契約件数：86、助言資産規模：10兆円以上** 【資産運用】 ・世界有数の大手OCIOマネジャーの一角。受託資産残高：1835億ドル*
ガバナンスの重視	・ガバナンス向上のためのサービスの提供
イノベーション	・常に先進的な考え方等を研究し、実現化
独立性	・特定の金融グループに属さない ・利益相反防止にはグローバル・ベースで厳しい自己規制

*2021年6月末 **2021年12月末

会社名	タワー投資顧問株式会社				
所在地	〒 105-0012 東京都港区芝大門 1 丁目 2 番18号 野依ビル 2 階				
電話	03-5404-7722	ファックス	03-5404-7724		
		HPアドレス	な し		
代表者	代表取締役 藤原 伸哉				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第442号		登録年月日	2007年 9 月30日	
協会会員番号	第011-00446号				
業務開始年月	1990年 6 月 8 日		資本金	2 億円	
作成部署		電話	03-5404-7722		

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	①. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
子会社	TOWER ASSET MANAGEMENT LIMITED	c/o Maples Corporate Services Limited, P.O. Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
山本雅彦	100.00%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2022年3月期	2,589	2,971	616	379	5,257
2021年3月期	669	1,008	517	320	4,877
2020年3月期	641	969	484	295	4,556

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 7.2 名

②運用業務従事者数 4 名

内 ファンド・マネージャー数 2 名、平均経験年数 31 年 8 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 名、平均経験年数 年 カ月

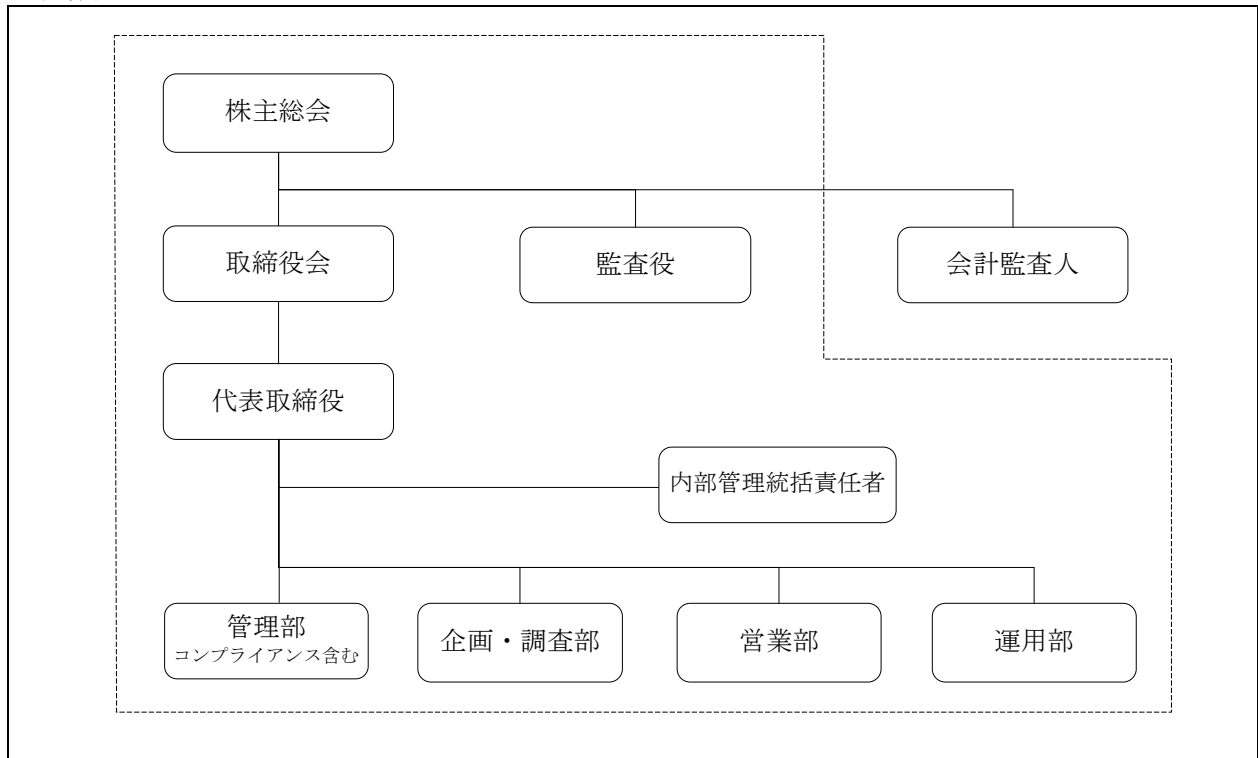
投資顧問・投信部門兼任者 名、平均経験年数 年 カ月

内 調査スタッフ数 2 名、平均経験年数 26 年 0 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 1 名

CFA協会認定証券アナリスト数 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2021年4月1日～2022年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引			
下記①に該当する法人との取引			
下記②に該当する法人との取引	みずほ証券	52.9%	
	SMBC日興証券	14.5%	
	野村證券	14.2%	
下記③に該当する法人との取引			

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	3	2,906	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	3	2,906	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		3	2,906	-	-

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	3	121,396	-	-
		計	3	121,396	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		3	121,396	-	-

総合計			6	124,302	-	-
-----	--	--	---	---------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	5	-	-	-	-	-	-	-	1
金額	122,850	-	-	-	-	-	-	-	1,452

④契約規模別分布状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	1	2	-	2	1	-
構成比(%)	16.7	33.3	-	33.3	16.7	-
金額	423	2,483	-	65,206	56,190	-
構成比(%)	0.3	2.0	-	52.5	45.2	-

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

[運用哲学]

我々の知らないもの、理解できないものには手を出しません。

↓ 従って

- ・ 徹底的なボトムアップリサーチをベースにします。
景気、金利、為替等の「マクロ」指標に基づいたトップダウンの運用は行いません。
- ・ 我々の運用能力の源泉は個別企業とその業界のファンダメンタル分析にあると考えています。『リターンは現場にあり』との信念のもと、企業訪問・アナリストミーティングを最重視。
- ・ 我々の信じる「企業価値」に対し「割安」な銘柄を買い、「割高」な銘柄を売ります。
- ・ 「将来の1株当たりの利益成長率」と「株価収益率（PER）」に重点が置かれます。

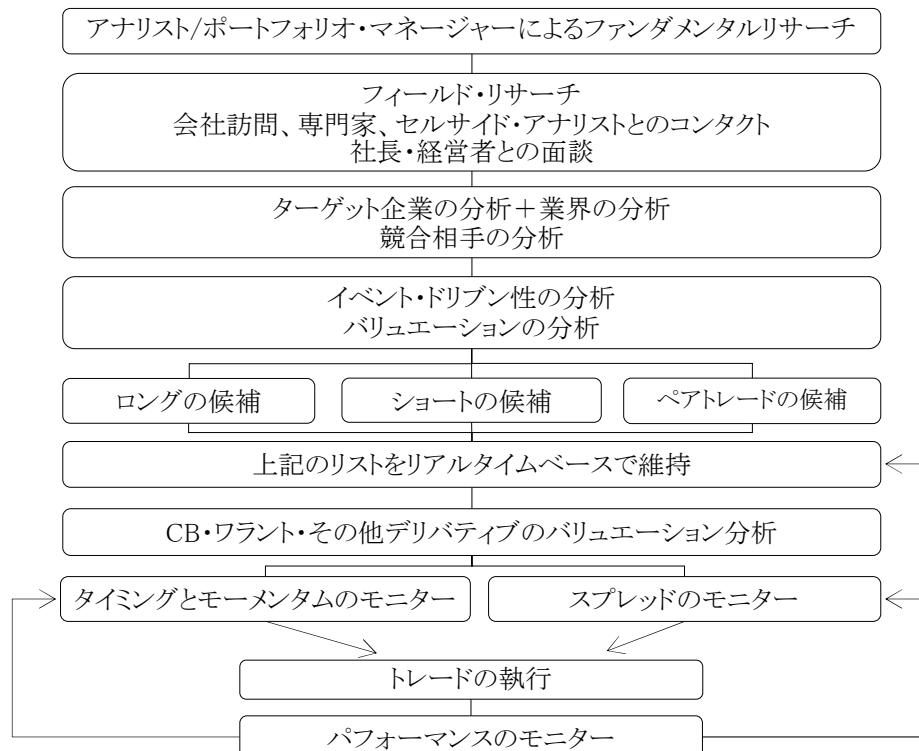
[運用スタイル]

日本株ロング・ショート運用

ロング・ショート・ストラテジーとは、株式等をただ保有し配当や値上がり益からのリターンを期待する通常のロングのストラテジーに、株式をショートする（空売り）ストラテジーを組み合わせた戦略を意味しています。主として日本株またはその派生商品のロング・ショート・ストラテジーによって、世界の株式市場、金利、為替の動向に拘わらず、安定的な長期リターンを狙うことを目的としています。日本の株式市場は合理的な機関投資家のファンダメンタル分析の結果として株価が形成されているとは言い難く、その市場規模の割には非効率性の大きい市場だと思われます。元本の保証をしているものではありませんが、ポートフォリオの分散投資と厳格なレバレッジ管理によってリスク軽減に努めております。

9. 投資に関する意思決定プロセス

運用の基本方針については、お客様と十分に協議を行い決定しております。意思決定プロセスについては、下記のようになっており、全てがパフォーマンスに繋がる洗練されたプロセスとなっております。なお、迅速な投資判断を行うため、投資委員会のような機関は設けておりません。



10. 運用受託報酬・投資助言報酬

1. 年金に係る報酬体系

契 約 資 産 額	料 率 (年)
10億円迄の金額	0.462% (税込)
10億円超20億円迄の金額	0.297% (税込)
20億円超30億円迄の金額	0.242% (税込)
30億円超50億円迄の金額	0.220% (税込)
50億円超100億円迄の金額	0.165% (税込)
100億円超の金額について	0.132% (税込)

2. 株式・転換社債ポートフォリオに係る報酬体系

1億円迄の金額 (一律)	1,100,000円 (税込)
1億円超2億円迄の金額 (一律)	1,650,000円 (税込)
2億円超3億円迄の金額 (一律)	2,200,000円 (税込)
3億円超10億円迄の金額	0.55% (税込)
10億円超20億円迄の金額	0.44% (税込)
20億円超50億円迄の金額	0.33% (税込)
50億円超の金額について	0.22% (税込)

3. 債券ポートフォリオに係る報酬体系

契 約 資 産 額	料 率 (年)
10億円迄の金額	2,750,000円 (税込)
10億円超30億円迄の金額	0.220% (税込)
30億円超50億円迄の金額	0.165% (税込)
50億円超の金額について	0.110% (税込)

4. 成功報酬方式

顧客より成功報酬を採用するよう要請があった場合には、①基本報酬額に②成功報酬額を加えて投資顧問料とすることができる。また、如何なる場合にも投資により生ずる損失に対して補填を行うことを確約せず、また如何なる投資結果においても基本報酬は徴収するという条件にて受け入れる。

①基本報酬額

上記1. 2. 3の報酬率の50%を基本報酬とします。

②成功報酬額

報酬は時価評価による契約資産の増加額の内、その増加額分の20%を標準的な成功報酬としますが、顧客と十分協議の上、取り決めることができる。

③増加額の計算は成功報酬方式の契約資産額または前回の評価額からの増加分によるものとし、資産の評価は原則として契約日を基準として1年ごとに行う。

(注) 顧問料は原則として上記料率表によりますが、具体的金額は運用内容等個別ファンドの事情に応じて、契約時又は契約更新時の際、お客様と協議の上変更することがあります。

会社名	ちばぎんアセットマネジメント株式会社				
所在地	〒 130-0022 東京都墨田区江東橋二丁目13番 7 号				
電話	03-5638-1450	ファックス	03-5638-1465		
		HPアドレス	http://www.chibagin-am.co.jp/		
代表者	代表取締役社長 石井 義和				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第443号		登録年月日	平成19年9月30日	
協会会員番号	第010-00020号				
業務開始年月	昭和61年 3 月		資本金	2 億円	
作成部署	業務部		電話	03-5638-1450	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
該当なし		

3. 主な株主

株主名	議決権保有比率	株主名	議決権保有比率
(株)千葉銀行	40.0%	ちばぎんジェーシービーカード(株)	5.0%
(株)武蔵野銀行	20.0%	ちばぎんキャピタル(株)	5.0%
ちばぎん保証(株)	15.0%	(株)北洋銀行	5.0%
ちばぎんコンピューターサービス(株)	5.0%	(株)東邦銀行	5.0%

4. 財務状況(直近3年度分)

(単位:百万円)

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2022年3月期	142	796	39	27	500
2021年3月期	150	725	15	10	472
2020年3月期	185	806	57	39	462

5. 組織(証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載)

①役職員総数 39 名

②運用業務従事者数 8 名

内 ファンド・マネージャー数 4.5 名、平均経験年数 14.0 年

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 0 名、平均経験年数 年

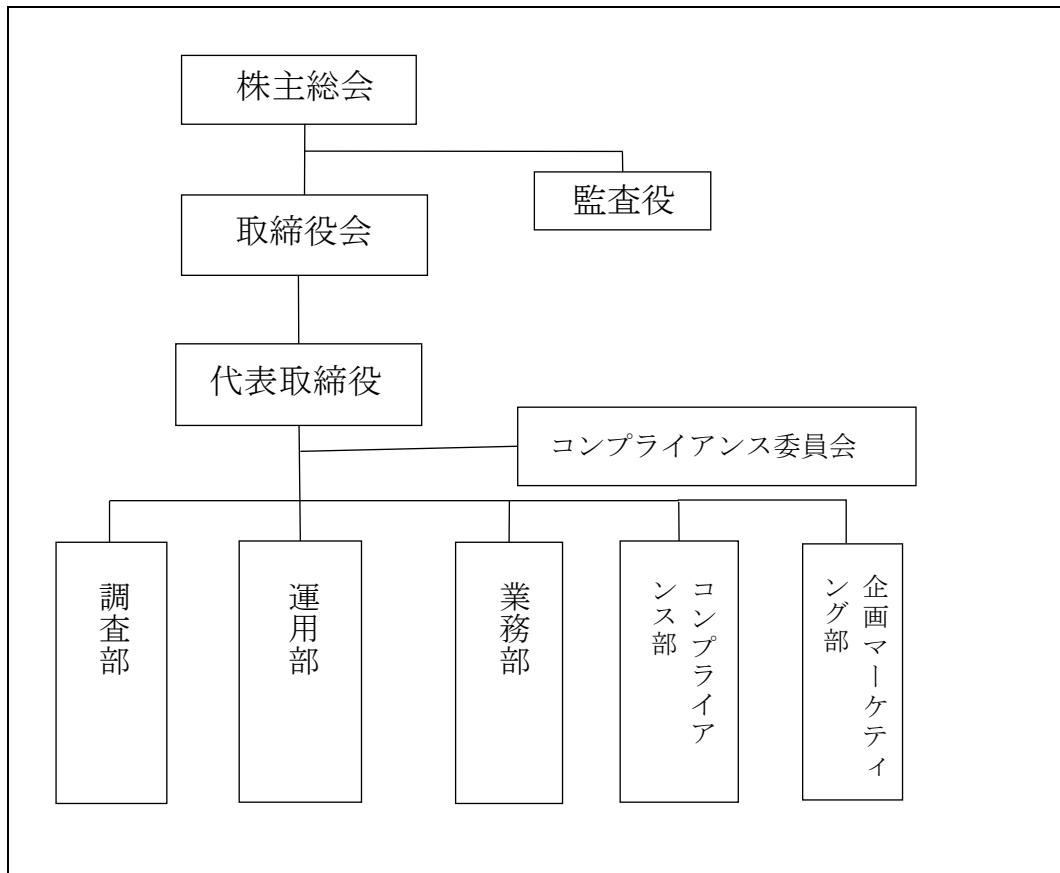
投資顧問・投信部門兼任者 2.0 名、平均経験年数 13.5 年

内 調査スタッフ数 2.5 名、平均経験年数 8.3 年

③日本証券アナリスト協会検定会員数 12 名

CFA協会認定証券アナリスト数 0 名

〈組織図〉



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2021年4月1日～2022年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する法人との取引		%	
		. %	
		. %	
下記②に該当する法人との取引	三菱UFJモルガン・スタンレー証券	47.4%	
	SMBC日興証券	21.7%	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

- ①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等
- ②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人
- ③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	3	5,272	-	-
		その他			-	-
		計	3	5,272	0	0
	個人		-	-	-	-
	国内 計		3	5,272	0	0

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	0	0	0	0
	個人		-	-	-	-
	海外 計		0	0	0	0

総合計			3	5,272	0	0
-----	--	--	---	-------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、4 件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件 - 百万円
欧州	- 件 - 百万円
アジア	- 件 - 百万円
その他	- 件 - 百万円

③投資対象別運用状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	3	-	-	-	-	-	-	-	-
金額	5,272	-	-	-	-	-	-	-	-

④契約規模別分布状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	-	3	-	-	-	-
構成比(%)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金額	-	5,272	-	-	-	-
構成比(%)	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

1. 投資の意思決定

投資方針委員会を通じて、投資の意思決定を行います。特にマクロ経済分析に重点を置き、中・長期の投資方針を決定します。

2. 銘柄の選定

銘柄の選定にあたっては、企業のファンダメンタルズが基本となりますが、これを徹底するため、外部のアナリストを招き銘柄研究会を随時実施し、更に個別企業の会社説明会等にも積極的に参加するなど、より正確な情報の収集と分析に努めます。

3. 分散投資

業種別、規模別に分散投資を行い、リスク管理を徹底し、安定運用を図ります。

4. お客様のニーズに応えられる運用

お客様との意見交換を密にし、お客様のニーズに沿った最適な資産配分に基づくポートフォリオ運用を心掛けます。

5. 年金基金の運用

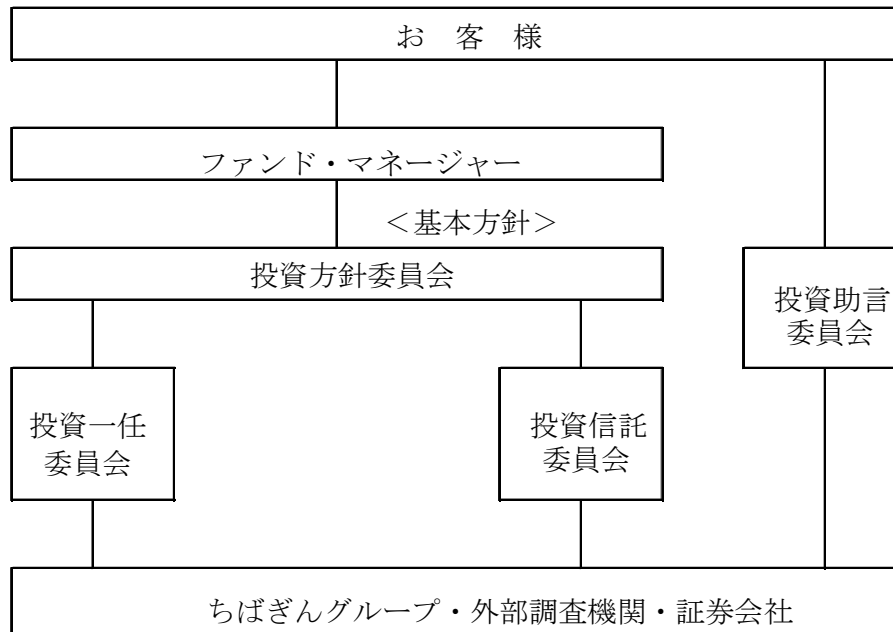
- (1) 年金資金の性格を的確に把握し、基金のニーズに沿った資産運用に努め、お客様の利益を最優先といたします。
- (2) 安全性を重視し、中長期的に安定した資産増加を目指す運用を心掛けてまいります。
- (3) ファンダメンタルズ調査・分析を基本に、適切な分散投資によりリスク管理を徹底するなかで安定的、効率的な運用を行います。
- (4) 具体的な運用方針の提示、運用成果の評価・分析の報告など、お客様と常に緊密な連絡を保ってまいります。

6. 投資信託委託業務参入

平成27年2月より投資信託委託業務に参入いたしました。

9. 投資に関する意思決定プロセス

運用方針決定のプロセス



1. 投資方針委員会は、投資環境（景気、企業収益等）及び相場動向（株、為替、商品市況等）（以下、「マーケット環境」という）を勘案し、当社の全般的な対応方針を決定する。なお、本委員会で決定した対応方針は、投資一任委員会等において運用方針を決定する際の基本方針とする。（月 1 回開催）
2. 投資一任委員会は、投資一任契約資産（千葉銀行から委託された運用以外）について、前月の運用実績及び当月の投資方針を踏まえて、個別のファンド毎の運用方針の決定・変更を行う。千葉銀行から委託をされた投資一任契約資産については、月次レビュー会議として、投資一任委員会と一体で運営する。（月 1 回開催）。
3. 投資信託委員会は、投資信託について、前月の運用実績及び当月の投資方針を踏まえて、個別のファンド毎の運用方針の決定・変更を行う。また、投資信託の運営方針（ファンドの組成・償還、約款変更、分配金等）を決定する。（月 1 回開催）
4. 投資助言委員会は、収集・分析したマーケット情報、産業動向を踏まえて、時流に即したレポートの作成、企業アプローチなどの調査活動方針を決定する。（月 1 回開催）

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

1. 報酬料率

(1) 報酬体系（一任契約・助言契約）

契 約 資 産 額	料 率（ 年 ）(税込)
100億円までの金額	0.4950 %
100億円超の部分	0.2200 %

但し、最低料金は540千円（税込）とする。

(2) 報酬体系（年金）

契 約 資 産 額	料 率（ 年 ）(税込)
10億円までの金額	0.4620 %
10億円超20億円までの部分	0.2970 %
20億円超30億円までの部分	0.2420 %
30億円超50億円までの部分	0.2200 %
50億円超100億円までの部分	0.1650 %
100億円超の部分	0.1320 %

（10億円を超える場合は積算方式）

(3) 成功報酬体系

成功報酬顧問料＝①固定費＋②運用実績とする。

①固定費（事務経費相当部分）

契 約 資 産 額	料 率（ 年 ）(税込)
10億円までの金額	0.2750 %
10億円超20億円までの部分	0.1650 %
20億円超の部分	0.1100 %

（10億円を超える場合は積算方式）

但し、最低料金は550千円（税込）とする。

固定費は契約締結時に前払いで申し受けます。

②運用実績 期間収益×11.0%（税込）

期間収益＝実現損益＋運用期末評価損益－前期末評価損益

但し、運用実績が3%未満の場合は報酬を辞退します。

（注）投資対象、運用方法等に個別の事情がある場合は、顧客と協議の上、別途、投資顧問料（報酬）を決定することがあります。

2. 最小契約資産額

最小契約資産額は30百万円とします。

会社名	チャーチル・ファイナンス・ジャパン株式会社				
所在地	〒 106-0032 東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー17階				
電話	03-6831-9216	ファックス	03-6831-9200		
		HPアドレス	https://www.churchill-realestate.com/		
代表者	代表取締役社長 松葉俊治				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第3258号		登録年月日	令和3年6月8日	
協会会員番号	012-02943				
業務開始年月	令和3年7月2日		資本金	5,000万円	
作成部署	経営管理部		電話	03-6831-9216	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	3. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	1. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	2. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
Churchill FJ LLC	75%		

4. 財務状況(直近3年度分)

(単位: 百万円)

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2021年12月期	0	82	2	2	82
2020年12月期	0	0	0	0	0

5. 組織(証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載)

①役職員総数 7 名

②運用業務従事者数 1 名

内 ファンド・マネージャー数 1 名、平均経験年数 14 年 〇 カ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 〇 名、平均経験年数 〇 年 〇 カ月

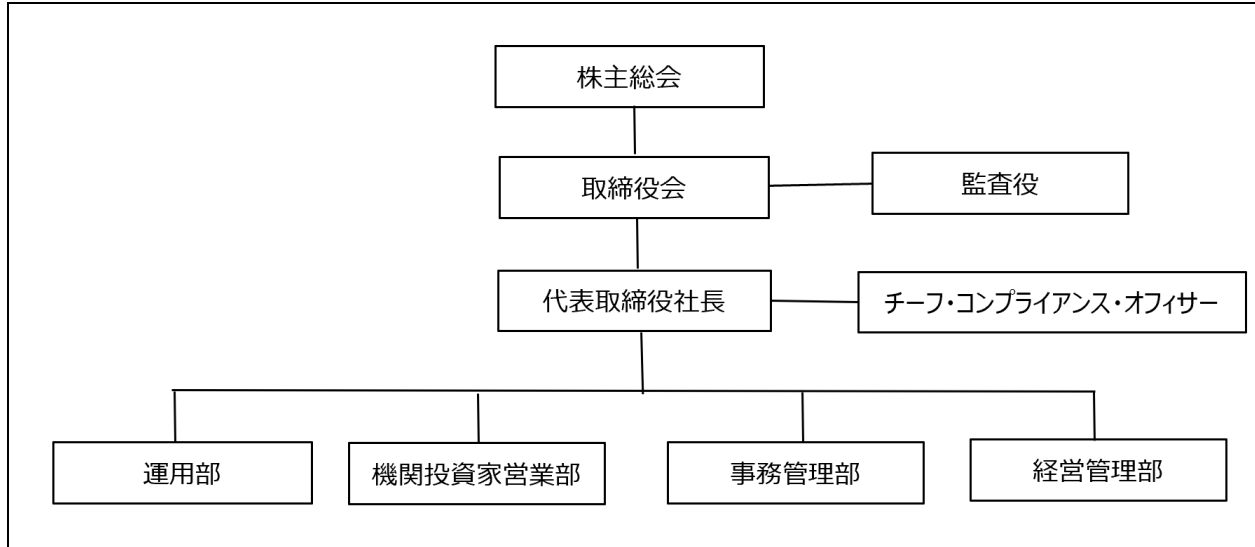
投資顧問・投信部門兼任者 〇 名、平均経験年数 〇 年 〇 カ月

内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 〇 年 〇 カ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 1 名

CFA協会認定証券アナリスト数 0 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2021年7月2日 ～ 2021年12月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
		. %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引	該当なし	. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	-	-	-	-
		私的年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	個人		-	-	-	-
	国内 計		-	-	-	-

海外	法人	年金	-	-	-	-
		その他	-	-	-	-
		計	-	-	-	-
	個人		-	-	-	-
	海外 計		-	-	-	-

総合計			-	-	-	-
-----	--	--	---	---	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、__件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	- 件
	- 百万円
欧州	- 件
	- 百万円
アジア	- 件
	- 百万円
その他	- 件
	- 百万円

③投資対象別運用状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	-	-	-	-	-	-	-	-	-
金額	-	-	-	-	-	-	-	-	-

④契約規模別分布状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	-	-	-	-	-	-
構成比(%)	-	-	-	-	-	-
金額	-	-	-	-	-	-
構成比(%)	-	-	-	-	-	-

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

(1) 付加価値の最大化

運用者としていかなる時でも、顧客利益が最優先されるべきと考えています。そのために当社グループでは徹底した市場の調査・分析、および規律ある投資判断を通じて、顧客へ還元する運用付加価値の最大化に向けて取り組んでまいります。

(2) 高い透明性と適切な情報開示

運用者として、運用に関する高い透明性と、その適切な情報開示は、顧客との信頼関係の醸造に欠かせないものと考えています。当社グループで独自に開発したテクノロジーのCanop[i]により、顧客に対して運用に関するあらゆる情報を常に最新の形でお届けいたします。

9. 投資に関する意思決定プロセス

(1) 運用財産ごとの基本方針プロセスは、運用部が事務管理部と確認して起案するものとします（運用方針の変更案も同様とします）。

(2) 実際には、ポートフォリオ・マネジャーは、運用方針案を運用部長に上程し、運用部長が投資判断に係る適切性、市場環境、投資金融商品の特性等を総合的に検証し、方針を決定するものとします。ただし、運用部が1名体制の間は、運用部長が運用方針案を取締役会に上程し、承認を得るものとします。

(3) 運用部は、運用方針に沿う投資対象資産を選定するための基準として、運用ガイドラインを定めるものとします。

(4) 運用部長は、各運用方針案および運用ガイドラインを定める時、または変更する時には予め取締役会に報告するものとします。

10. 運用受託報酬・投資助言報酬

投資一任契約に係る報酬として、原則として契約資産残高（投資一任報酬の計算に使用する基準額）に対してあらかじめ定めた料率を乗じた金額をご負担いただきます。

契約資産額および計算方法の詳細は、お客様との協議により定めます。

11. その他、特記事項

--

会社名	中銀アセットマネジメント株式会社				
所在地	〒 700-0904 岡山市北区柳町二丁目11番23号				
電話	086-224-1512	ファックス	086-224-6131		
		HPアドレス	https://www.chugin-am.jp		
代表者	代表取締役 中 西 啓 介				
金融商品取引業登録番号	中国財務局長(金商)第10号		登録年月日	2007年9月30日	
協会会員番号	071-00007				
業務開始年月	1988年2月19日		資本金	1.2億円	
作成部署	業務部		電話	086-224-1512	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	2. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地
	該当なし	

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
株式会社中国銀行	50.0%		
中銀保証株式会社	24.1%		
中銀リース株式会社	20.8%		
中銀カード株式会社	5.0%		

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2022年3月期	37	606	207	150	1,036
2021年3月期	37	585	182	134	926
2020年3月期	49	557	112	83	817

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 21 名

②運用業務従事者数 8 名

内 ファンド・マネージャー数 7 名、平均経験年数 12 年 7 ヶ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 0 名、平均経験年数 0 年 0 ヶ月

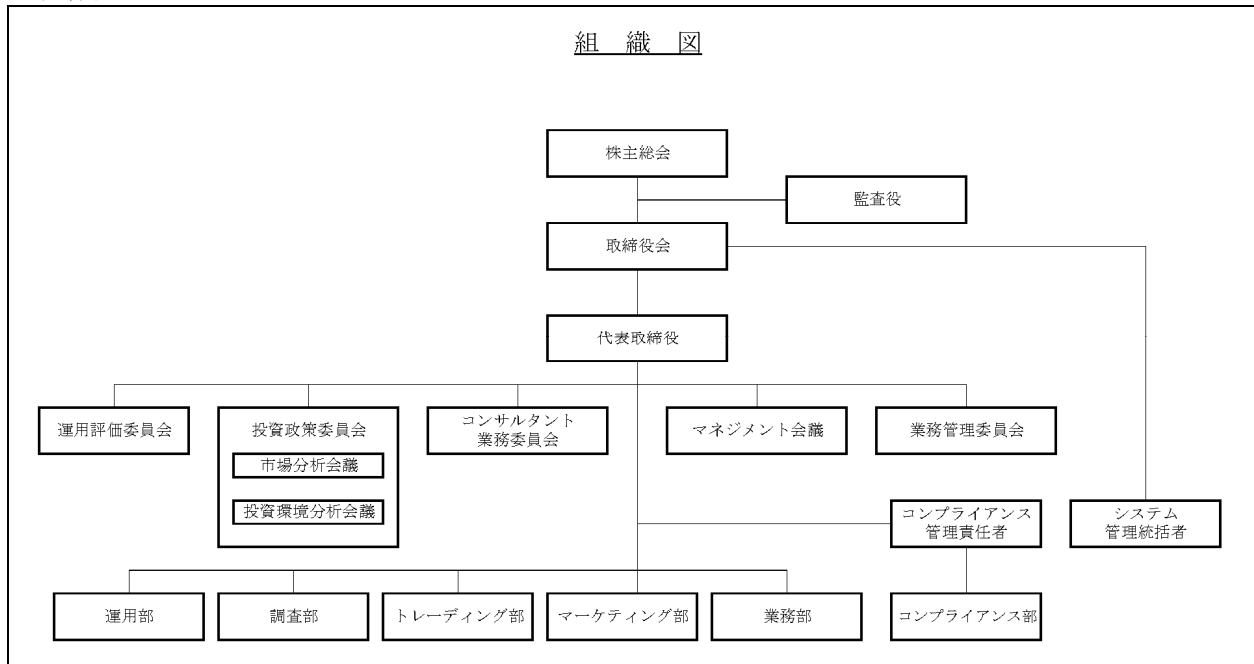
投資顧問・投信部門兼任者 4名、平均経験年数 10年 9 ヶ月

内 調査スタッフ数 0 名、平均経験年数 0 年 0 ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 6 名

CFA協会認定証券アナリスト数 0 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2021年4月1日～2022年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備 考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	野村証券	37. 7 %	
	みずほ証券	21. 4 %	
	SMBC日興証券	17. 9 %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	—	—	—	—
		私的年金	1	2,669	—	—
		その他	2	10,001	—	—
		計	3	12,670	0	0
	個人		—	—	—	—
	国内 計		3	12,670	0	0

海外	法人	年金	—	—	—	—
		その他	—	—	—	—
		計	0	0	0	0
	個人		—	—	—	—
	海外 計		0	0	0	0

総合計			3	12,670	0	0
-----	--	--	---	--------	---	---

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、2件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	一件 一百万円
欧州	一件 一百万円
アジア	一件 一百万円
その他	一件 一百万円

③投資対象別運用状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	—	—	—	—	—	—	—	—	3
金額	—	—	—	—	—	—	—	—	12,670

④契約規模別分布状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	—	1	2	—	—	—
構成比(%)	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
金額	—	2,669	10,001	—	—	—
構成比(%)	0.0	21.1	78.9	0.0	0.0	0.0

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

運用哲学

守り・育てる

お客さまの大切な資産を「守り・育てる」ことを第一に見据えて運用します。

納得性・共感性

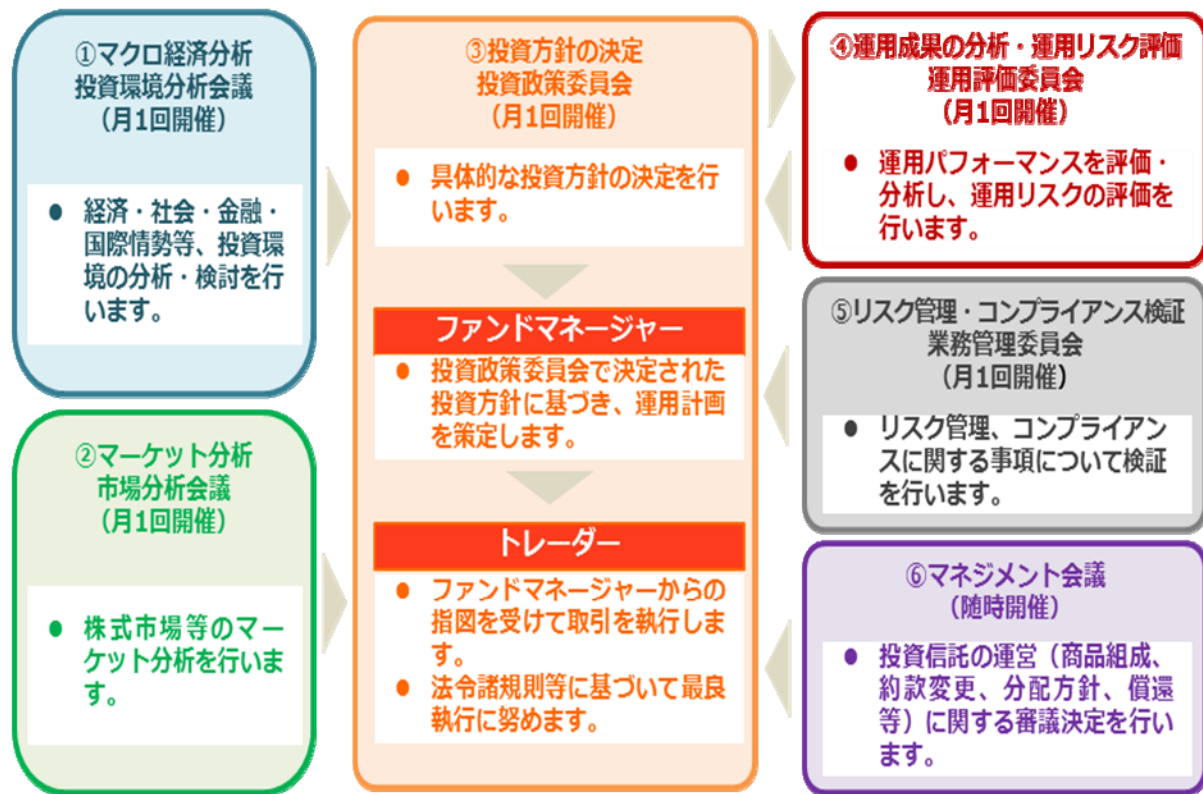
お客さまの資産形成ニーズにお応えし、世代を超えてお客さまに長期間保有していただける、納得性・共感性の高い商品をご提供していきます。

丁寧な運用

専門的知識と幅広い調査・分析に基づく規律ある運用プロセスを実践し、丁寧な運用を行います。

9. 投資に関する意思決定プロセス

投資プロセス



10. 運用受託報酬・投資助言報酬

(1) 助言契約および投資一任契約に係る報酬体系

契 約 資 産	年間顧問報酬（消費税別）
2億円までの金額（一律）	1,500千円
2億円超3億円まで（一律）	2,000千円
3億円超5億円まで（一律）	3,000千円
5億円超10億円まで	0.4000%を加算
10億円超20億円まで	0.3000%を加算
20億円超50億円まで	0.2000%を加算
50億円超100億円まで	0.1500%を加算
100億円超の金額	0.1000%を加算

（注）1. 5億円超は積算方式とします。

2. 投資顧問報酬は、前払いで申し受けます。

(2) 年金投資一任契約に係る業務の報酬体系

契 約 資 産	年間顧問報酬（税抜）
10億円までの金額	0.42%
10億円超20億円まで	0.27%を加算
20億円超30億円まで	0.22%を加算
30億円超50億円まで	0.20%を加算
50億円超100億円まで	0.15%を加算
100億円超の金額	0.12%を加算

（注） 10億円超は積算方式とします。

- （注） 1. 投資顧問報酬には消費税額を含んでおりません。
2. 投資対象、運用方法等に個別の事情がある場合は、顧客と協議の上、別途投資顧問報酬を決定することがあります。
3. 最小契約資産額は、30百万円とします。

会社名	T&Dアセットマネジメント株式会社				
所在地	〒 108-0014 東京都港区芝五丁目 3 6 番 7 号				
電話	03(6722)4801	ファックス	050(3737)3700		
	HPアドレス		https://www.tdasasset.co.jp/		
代表者	代表取締役社長 田中 義久				
金融商品取引業登録番号	関東財務局長(金商)第357号		登録年月日	平成19年 9 月30日	
協会会員番号	010-00089				
業務開始年月	昭和55年12月		資本金	11億円	
作成部署	経営企画部		電話	03(6722)4801	

1. 業の種別

投資運用業	1. 法第2条第8項第12号イに係る業務	②. 法第2条第8項第12号ロに係る業務
	③. 法第2条第8項第14号に係る業務	4. 法第2条第8項第15号に係る業務
投資助言・代理業	①. 法第2条第8項第11号に係る業務	②. 法第2条第8項第13号に係る業務
第一種・第二種業	1. 法第28条第1項に係る業務	②. 法第28条第2項に係る業務

2. 主な営業所、子法人等、提携企業

区分	名称	所在地

3. 主な株主

株主名	議決権 保有比率	株主名	議決権 保有比率
株式会社T&Dホールディングス	100%		%
	%		%
	%		%
	%		%
	%		%

4. 財務状況（直近3年度分）

（単位：百万円）

決算期	投資顧問部門収益	全体収益	経常損益	当期純損益	純資産額
2022年3月期	1,409	5,986	56	37	7,712
2021年3月期	1,407	6,653	108	57	7,691
2020年3月期	1,621	7,461	317	211	7,662

5. 組織（証券業または信託業務を営む場合、①～③については投資顧問部門に従事している実質人数を記載）

①役職員総数 148 名

②運用業務従事者数 35 名

内 ファンド・マネージャー数 27 名、平均経験年数 17 年 3 ヶ月

内 投信併営会社の場合の 投資顧問部門専任者 0 名、平均経験年数 0 年 0 ヶ月

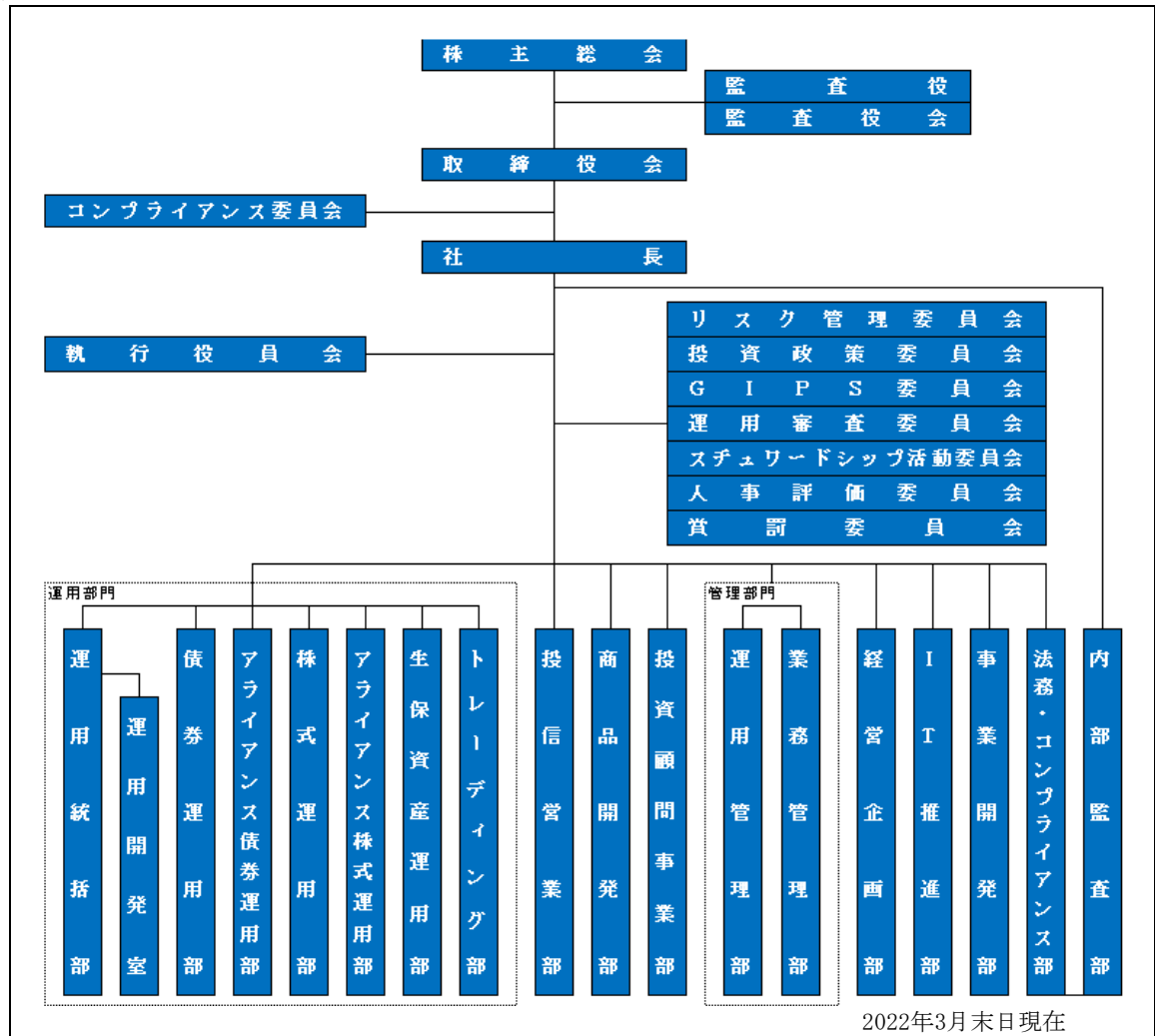
投資顧問・投信部門兼任者 27 名、平均経験年数 17 年 3 ヶ月

内 調査スタッフ数 3 名、平均経験年数 10 年 10 ヶ月

③日本証券アナリスト協会検定会員数 57 名

CFA協会認定証券アナリスト数 1 名

<組織図>



6. 投資運用契約に係る資産の金融商品取引行為の状況（直近1年度分）

1. 対象期間 2021年4月1日～2022年3月31日

2. 金融商品取引行為に係る取引の割合

	相手方の商号	取引額の割合	備考
会員自らが顧客の相手方となった取引		. %	
下記①に該当する 法人との取引	エー・アイ・キャピタル株式会社	0.1 %	
		. %	
		. %	
下記②に該当する 法人との取引	JP Morgan Chase Bank, N.A.	38.0 %	
		. %	
		. %	
下記③に該当する 法人との取引		. %	
		. %	
		. %	

①顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引法施行令第15条の16に規定する親法人等・子法人等

②顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、その取引額が年間の顧客のために行った金融商品取引行為に係る取引総額の10%以上である法人

③顧客のために行う金融商品取引行為の相手方となった法人で、金融商品取引業等に関する内閣府令第126条第3号に規定する関係外国法人等に該当する法人

7. 契約資産

①契約資産状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

			投資運用		投資助言	
			件数	金額	件数	金額
国内	法人	公的年金	—	—	—	—
		私的年金	19	61,345	—	—
		その他	16	578,299	1	35,174
		計	35	639,645	1	35,174
	個人		—	—	—	—
	国内 計		35	639,645	1	35,174

海外	法人	年金	1	17,981	—	—
		その他	11	160,189	—	—
		計	12	178,171	—	—
	個人		—	—	—	—
	海外 計		12	178,171	—	—

総合計			47	817,815	1	35,174
-----	--	--	----	---------	---	--------

注：投資助言契約欄は、顧客資産の額を前提とした契約のみ記入する。なお、全投資助言契約件数は、1件。

②海外年金内訳（運用＋助言）

米国	一件 —百万円
欧州	1件 17,981百万円
アジア	一件 —百万円
その他	一件 —百万円

③投資対象別運用状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	国内 株式特化	国内 債券特化	国内 その他	海外 株式特化	海外 債券特化	海外 その他	グローバル 株式特化	グローバル 債券特化	グローバル その他
件数	8	4	1	6	13	2	0	0	13
金額	31,119	195,946	377	13,845	349,440	196,831	0	0	30,258

④契約規模別分布状況（2022年3月末現在）

（金額単位：百万円）

	10億円未満	10～50億円 未満	50～100億円 未満	100～500億円 未満	500～1,000億円 未満	1,000億円以上
件数	17	12	7	7	0	4
構成比(%)	36.2	25.5	14.9	14.9	0	8.5
金額	5,214	25,920	45,838	123,369	0	617,474
構成比(%)	0.6	3.2	5.6	15.1	0.0	75.5

8. 運用の特色（投資哲学、運用スタイル等）

■年金運用における運用哲学

生命保険会社の運用から蓄積された中長期投資の技術を活用し、その経験から構築した運用哲学に基づく多彩な商品を、機関投資家のお客様に提供しています。

・アクティブ運用

市場の非効率性を超過収益の源泉と捉え、ファンダメンタルズ分析により導き出される適正価格と市場価格の乖離に着目した運用を行います。

・中長期投資

中長期的な視点から高いリターンを追求する運用を行います。

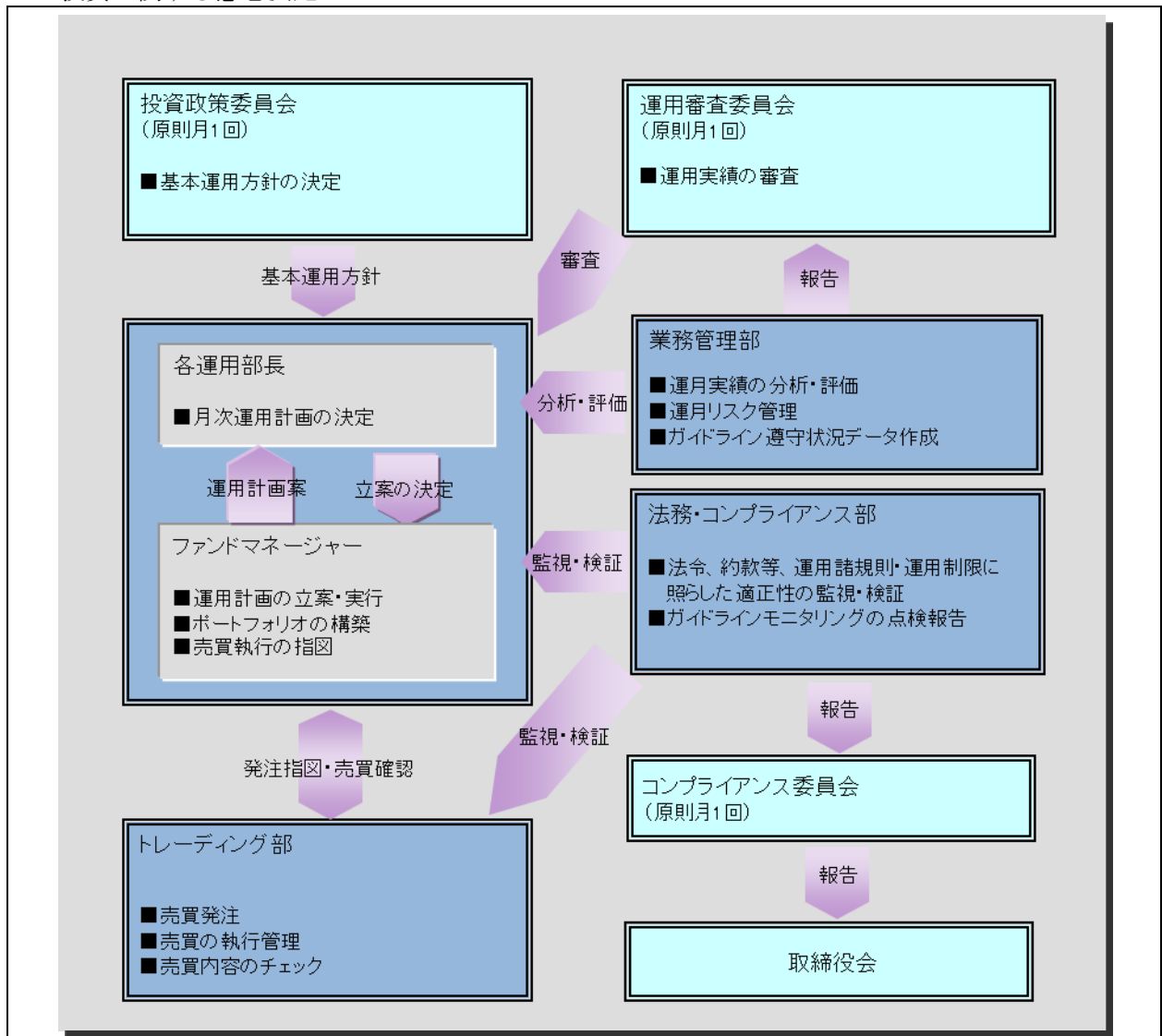
・組織運用

組織的な意思決定プロセスにより、継続性のある運用を行います。

・リスクコントロール重視

付加価値の源泉にリスクを集中する一方で、意図せざるリスクは極力排除する運用を行います。

9. 投資に関する意思決定プロセス



10. 運用受託報酬・投資助言報酬

(1) 投資一任契約、投資顧問契約に係る報酬額は、下記①または①と②の組合せにより、お客様との協議に基づいて決定させていただきます。

① 定率報酬型

お客様の契約資産額に、一定の料率を乗じて算出します。料率は2.0%（年率、税抜き）を上限とし、契約資産額や運用手法、サービス内容等の事情に鑑み、個別協議により報酬額を決定させていただきます。

② 成功報酬型

成功報酬の割合については、予め取り決めたベンチマーク等を超過した収益部分の20%（年率、税抜き）を上限とし、お客様の契約資産額や運用手法、サービス内容等の事情に鑑み、個別協議により決定させていただきます。

(2) 報酬額には消費税相当額が上乗せされます。

(3) その他証券取引に伴う手数料、有価証券売買時に売買委託手数料、外貨建資産の保管等に要する費用、等。（その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。）

(4) その他契約資産において株式等を保有している場合には、配当金等に対して、源泉税等がかかります。

※ 投資一任契約締結後、運用資産に投資信託受益証券等を組入れる場合には、当該投資信託受益証券等の購入・保持にかかる信託報酬・手数料・管理費用・税金等はおお客様のご負担となります。

※ 上記で組入れた受益証券等に係る財産が他の投資信託受益権等に出資され、または拠出される場合にかかる費用については、投資対象が多岐にわたり、条件等も異なること、また随時投資対象が変更されることから、購入・保持にかかる信託報酬・手数料・管理費用・税金等については、予め明示できません。

11. その他、特記事項

■沿革

